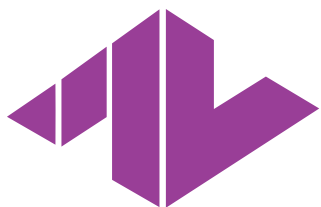


都留

市議会だより



第135号 平成17年5月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

☎(43)1111 郵便番号402-8501

URL <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail gikai@city.tsuru.yamanashi.jp



さくらのお祭り(宝の山ふれあいの里)

三月定例会会期日程

3月4日

本会議

(開会)

諸報告

会議録署名議員の指名

会期の決定

提出議案の市長説明並びに

所信表明

専決処分報告

議案審議

議案及び請願の委員会付託

3月10日

本会議

一般質問

3月14日

総務常任委員会

社会常任委員会

3月15日

経済建設常任委員会

3月16日

予算特別委員会

3月17日

予算特別委員会

3月18日

予算特別委員会

3月25日

本会議

委員長報告

議案審議

(閉会)

三月定例会は、三月四日招集され、会期を二十五日までの二十日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出案件として、条例制定案二件、条例改正案十二件、条例廃止案一件、平成十七年度各会計予算案十六件、平成十六年度補正予算案四件、人事案件二件、承認四件、その他の案件三件が上程され、それぞれ原案どおり可決（同意・承認・認定）されました。

議会関係としては、条例改正案一件が上程され、原案どおり可決されました。また、先の定例会から継続審査となっていた請願二件及び今議会提出の請願二件が上程され、慎重な審査の結果、一件が採択、一件が継続審査、二件が不採択となり、採択となつた平成十七年請願第一号に伴う意見書案一件が提出され、可決されました。

市長の所信表明



小林 義光 市長

とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げます。併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、平成十七年三月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席まことに苦勞様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力

日本経済は、アメリカや東アジア諸国、特に二〇〇三年から国内総生産（GDP）の伸び率が九%を超える、中国を中心とする経済成長に牽引され、世界経済全般が好調に

推移する中、輸出にも持ち直しの動きが見え始め、企業の設備投資や個人住宅投資も増加傾向にあると共に、大手銀行の不良債権問題にも一定の目途がつき、企業の経営体質の改善や組織規模の適正化が図られたこと等により、企業業績の回復基調が続いており、日本経済再生への期待感が高まっております。

しかし一方では、経済のグローバル化と市場経済化が進むにつれ、企業間の「勝ち組」と「負け組」の差が明確になり、二極化が加速しているとの問題が、アナリストなどから指摘されております。

大企業と中小企業、輸出産業と国内向け産業、また大都市経済と地方経済といったように、日の当る部門と日陰の部門の差が拡大してきている状況にあり、さらに、バブル崩壊の九〇年代以降、一般の家計につきましても、世帯ごとの所得格差を示す「ジニ係数」が、拡大を続けております。

五〇年代から八〇年代の我が国は、本来「二律背反」の関係にある「経済効率性」と「公平性（所得分配の平等）」が共に高く、他国の羨望の的でありましたが、今後、アメ

リ力並みの所得格差になる可能性が指摘されております。

二極化はある意味構造的なものであり、どちらの面に焦点を当てるのか、どちらの面を重視するのかによって、日本経済の体力や景気の先行きについての政策や見方が大きく異なることになると考えられます。

政府においては、昨年六月四日に閣議決定されました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」に基づき、個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すため、規制、金融、税制、歳出の四分野に加え、三位一体の改革、社会保障制度などの構造改革を一層推進すると共に、我が国の未来を左右する経済の二極化に対しても、日本発の抜本的な対策を期待するものであります。

このような中、本市におきましてはこれまで、人々の実際の行動範囲やライフスタイルに合わせた広域的な地域振興の必要性、及び、地方分権の推進により多様化・高度化・専門化する行政需要への対応、また、危機的な財政状況等を考察し、さらに二十一世紀の日本の行政形態や本市の未来像を展望する時、市町

村合併問題はさけて通れない課題であると受け止め、周辺市町村との合併に関するあらゆる研究、協議を行なう中、最良の選択ができるよう真摯に取り組んでまいりました。

しかしながら、都留市・道志村の合併問題も、このたび実施された道志村における住民投票の結果、本市との合併に「賛成」の投票が多かったものの有権者数の過半数に達しなかつたため、両市村の合併論議は終結となり「市町村の合併の特例に関する法律」による特例措置が講じられる平成十七年三月末までに合併を行うことは不可能となりました。

今後、厳しい財政状況の中、地方分権は益々進み、市町村には地域の総合的な行政主体として、多くの権限が付与されてくるものと考えられますので、本市といたしまして、その権限の付与に対応できる柔軟性に富んだコンパクトで効率的な組織を整え、徹底したコスト削減に努めると共に、職員一人ひとりの法務能力、政策形成能力、財務経営能力を高め、財政的にも、政策的にも自立した、住民ニーズに的確に、かつ迅速に応えられ行政主体を目指し、全力を

あげて取り組んでまいりたいと考えております。

また、多様で複雑な地域課題を解決していくためには、行政だけでなく、市民自らもあらゆる領域の中で、社会を改善するために努力する能力を身に付け、自治能力を高め、地域社会全体の活力をつけていくことが重要であり、そのための具体的な手段、過程が「協働」であります。

平成十三年に、東桂地域をモデル地区にスタートした本市の「協働のまちづくり」の母体となる推進会が、昨年の禾生・谷村地域に続いて、平成十七年度中には、宝、盛里、開地、三吉地域などにおいても設立が予定されておりますので、市内全域での取り組みが開始されることになりました。

今後とも、市民と行政が協働することによって、お互いに自己改革と役割分担の明確化を進め、地域の実状に応じた自己決定と自己責任の原則による「協働」・「協治」・「協創」社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

新長期総合計画の

策定について

本市では、「個性輝く創造社

会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」の三つの目指すべき地域社会像を掲げ、地方分権時代に対応し、効率的で効果的な行政経営に努めると共に、市民と行政がそれぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップによる協働型のまちづくり・市民自治の推進に努めておりますが、新長期総合計画はそれらの実現に向けた基本方針であり、様々な計画の上位計画となるものであります。

昨年十二月、庁内に都留市長期総合計画策定本部を設置し、第五次長期総合計画の策定作業に着手し、市民の皆様からのご意見をできる限り反映させるため、本年一月、市内の十六歳以上の市民二千名を対象として実施した「市民意識調査」には、対象者の六七％となる千三百人を超える方々からの回答が寄せられました。

現在、第四次長期総合計画の実績を検証するため、市民意識調査の集計とその内容の分析作業を、職員の手により進めておりますが、これらを踏まえ、新たな長期総合計画策定に向け、市民と行政のパートナーシップによる協働型

まちづくりを具現化するため「市民まちづくり会議」を発足させるなど、市民と職員の手づくりによる地域に根差した特色ある新長期総合計画を策定してまいりたいと考えております。

また、本市では、平成八年に「都留市女性プラン」を策定し、平成十二年三月には、男女間のパートナーシップを形成するため、全国に先駆けて、「都留市男女共同参画基本条例」を制定いたしました。

男女共同参画社会は、男性と女性がお互いに責任を分かち合いつつ、その個性と能力を平等に発揮でき、選択の自由が保証された社会といえます。

本市ではこれまで、それらのプランや条例に添い、男女共同参画フェスティバルや機関紙「はばたき」の発行、さらに「男女共同参画カルタ」の作製などの啓発事業、女性の政策決定の場への参画やエンパワーメントの向上を目指した「女性政策塾」の開設、女性の就業機会の拡大に繋がるS O H O支援センターの設置や起業支援セミナーの開催などの、事業を実施してまいりました。

平成十七年には、この「都

留市女性プラン」の計画年度が終了するため、本年一月には市民アンケート調査を実施いたしました。

これらの内容を十分分析・研究し、「新長期総合計画」との整合性もとりながら、新年度、新たなプランの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

火葬場施設整備

について

市営火葬場「玉川苑」は、昭和四十年九月、現在地に設置されて以来、四十年間にわたり市民の利用に供されてまいりました。

この間、火葬炉・火葬炉棟及び待合室などの改修を行うと共に、進入道路や駐車場等の整備を行ってきたところでもあります。

しかしながら火葬炉本体の耐用年数は既に経過し、機能が低下していること、また、待合室が狭く老朽化が進んでいることなどから、利用者に不便をおかけしている状況にありますので、新火葬場を現在の施設用地内に建設することといたしました。

この新火葬場の建設に当たりましては、合併協議の推移を見守る中、平成十五年度、

十六年度に、測量及び実施設計を行い準備を進めてまいりましたが、合併が見送られたことなどから、本市単独で十七年度に工事に着手し、平成十八年度中の完成を目指してまいりたいと考えております。

新火葬場の概要であります。延床面積六百七十七・九四平方メートルの平屋（一部二階）、構造は鉄筋コンクリート造りで、火葬炉二炉（予備スペース一炉）、収骨室、豊安室、待合室二室を備えております。

なお、新火葬場は現在の施設を稼働しながら建設を行うことから、利用される皆様にご不便をお掛けすることとなりますが、市民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。



新火葬場（イメージ図）

旧ごみ処理施設の 解体について

平成十四年十二月から供用を開始しました、新ごみ処理施設（まるたの森クリーンセンター）は現在まで、順調に稼働しているところであり、今後とも、安全で効率的な施設運営に努めると共に、リサイクルの徹底やごみの減量化につきましまして、積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、長年にわたり、一般廃棄物の処理施設として使用してまいりました、田野倉地区の旧ごみ処理施設は、新ごみ処理施設にその業務を引継ぎ、役割を終えたところであります。



これまでの「田野倉地区環境整備協議会」を始めとする旧施設周辺の地域の皆様のご理解とご協力に改めて感謝の意を表すところであります。

ごみ処理施設の解体につきましましては、「田野倉地区環境整備運営協議会」のご理解をいただく中、解体跡地の一部を資源ごみ等のストックヤードに利用することを条件に、国の補助採択が決定され現在、解体工事に着手し、来年度末までに完了する予定であります。

解体に当たっては、労働安全衛生法に基づきダイオキシン類の発散を防止する対策を行い、労働基準監督署の許可、指導を受けながら周辺地域の環境保全を、最優先に作業を進めてまいります。

なお、解体後の跡地の利用につきましましては、地元の要望であります芝生公園的な広場として、整備することになつておりますので、完成後は市民の憩いやふれあいの場として、活用していただけるものと考えております。

環境基本条例の 制定について

将来にわたる世代を超えた市民の健康で文化的な生活の

確保は、今を生きる私たちの責務であります。

そのための最重要課題であります。環境の保全や創造につきましまして、市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、併せてそれぞれの責務を明らかにすると共に、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、来年度「都留市環境基本条例」の制定に取り組んでまいりたいと考えております。

障害者福祉について

現在の社会保障を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行や経済の低迷による厳しい財政状況、さらに、雇用環境の変化や国民ニーズの多様化等を要因として、大きく変化しております。

このような状況の下、国におきましては、年金や医療・介護などの社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとするため、制度全般にわたリ、見直しを進めているところであります。

障害者の支援にかかる福祉制度につきましては、平成十五年四月「自己選択」・「自己決定」により、「サービスを受給する「支援費制度」がス

タートいたしました。

また、昨年六月には、障害をもつ人の社会参加・参画を、より実質的なものにするため、障害者基本法の一部が改正されたところであります。

さらに、今通常国会におきましましては、身体・知的・精神の障害別でありました福祉政策を改め、各種福祉サービスの一元化を目指す新たな法律として、「障害者自立支援法」や、障害者の就労支援と共に、地域社会を基盤にした生活支援を促進するための関連法案等が、審議されており、今後、障害種別を問わず市町村が一元的に実施主体となり、福祉ニーズの把握に努め、計画的なサービスを提供することが求められると共に、福祉現場のニーズが重層化・多様化する

ことにより、さらに専門的な知識と技量を持った人材を育成する事が急務となつて来るものと考えられます。

このため本市におきましては、在宅の身体、知的障害児・者及び精神障害者の生活を支援するため、ケアマネジメント従事者研修等を通じてより専門的な相談員を養成し、相談支援体制の充実強化を図つてまいりたいと考えております。

児童福祉について

近年、核家族化の進展や、女性の社会進出などを背景として、子どもを取巻く環境は、大きく変化し続けています。

特に児童虐待の問題につきましましては、平成十二年十一月に児童虐待の防止などに関する法律が施行されたことなどにより、防止対策への理解や関係者の意識が高まり、様々な施策が実行に移されてまいりました。

しかしながら、現在も児童虐待事件は後をたたず、平成十五年度には全国の児童相談所への虐待問題相談件数は二万六千件を超え、社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっております。

このような中、国におきましては、平成十六年四月「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」を成立させると共に、十一月には児童虐待等の問題に適切に対応できるよう「児童福祉法の一部を改正する法律」を成立させ、児童虐待等への取り組みを強化したところであります。

本市におきましては、平成十五年三月、子育て支援対策を推進すべく、県内の市町村

の中でいち早く「都留市エンゼルプラン」を策定し、市の重点施策として位置付け、特別保育や学童保育・子育て相談など、子どもたちの健康で文化的な生活を保障する児童福祉的観点にたった、様々な子育て支援事業を進めてまいりましたが、今年度は虐待問題への対応も含め、このエンゼルプランから一歩踏み込み目標値を掲げた、子育て支援計画である「次世代育成支援行動計画」を策定しているところであります。

新年度におきましては、これらの子育て支援計画や行動計画等に基づき、保育所に通所中の児童などが病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、病院等へ預けるなど、子どもの健康と共に、保護者の子育てと就労を支援する「乳幼児健康支援一時預り事業」を新たに実施することといたしました。

さらに、児童虐待の予防や早期発見から自立に至るまでの支援体制を確立するため、教育関係者や幼稚園・保育所等、様々な機関で構成する「虐待防止ネットワーク」の構築、虐待に関する相談窓口の設置、母子世帯への就業自立支援を図るための専任相談員

の配置など、組織体制の見直しを含め、子育て支援対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

高齢者福祉について

日本の高齢化は極めて急速に進み、経済社会の重層的な転換とあいまって、国民生活に広範な影響を及ぼしております。

今後は、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎えることにより、古今、未曾有な高齢社会に移行しようとしております。

本市における六十五歳以上の高齢者人口は、平成十二年四月には六千三百三十八人でありましたが、昨年末には六千九百三人となり、高齢化率は二〇・三％、五人に一人が高齢者という状況にあり、この内、在宅において一人暮らしをしている高齢者は六百十二世帯と、高齢化率の延びと共に、単身や高齢者のみの世帯が増加している傾向にあります。

このような中、本市におきましては、市民一人ひとりが鶴寿（長命）まで、健康ではつらつと生きがいを持って、暮らせるまちを目指して、新たに、「はつらつ鶴寿のまち推

進」を市の重点施策として位置付け、既に取り組んでおります「ふれあいいきいきサロン」や「認知症高齢者早期発見・早期対応事業」、「ユニバーサルデザインを取り入れた高齢者や障害者に優しい住環境整備支援事業」等を、さらに充実させてまいりたいと考えております。

また、十七年度は六十五歳以上の高齢者を対象に、新たに「はつらつ湯友（ゆづゆづ）健康講座」や「はつらつ湯の日」事業を実施してまいります。

これは「芭蕉月待ちの湯」を基点として、健康運動指導士や保健師、さらに温泉入浴指導員による健康・栄養指導や入浴指導を取り入れた、温泉と自然環境を活用した健康づくりであり、この事業の実施により、さらに高度で効果的な福祉サービスを高齢者に提供してまいりたいと考えております。

健康づくりについて

本市では、すべての市民が心身共に健康で、心豊に生活できる、生きがいと活力にあふれた地域社会の構築を目指し策定された、健康のまちづくり「ウエルネス・アクシヨ



ンつる」行動計画に基づき、各種の施策に取り組んでいるところであります。

中でも、我が国の死亡原因の大半を占める生活習慣病の予防を主要事業の一つとして位置づけ、各種の検診事業を実施しておりますが、生活習慣病総合健診を始めとする、各種がん検診の受診者は年々増加しており、市民の健康に対する意識の高まりを実感しているところであります。

また本市では、四十・五十・六十歳の節目の受診者の負担金を無料にすることで、それを契機に継続的に受診される方が増えることを期待して「節目検診事業」を実施してまいりましたが、その効果が顕著に認められないため、来年度より通常の半額程度を負担していただくことといたしました。

なお、その減額した予算につきましては、受診者数の多

い一般の方の負担軽減に充当し、市民全体の受診率を向上させる施策に転換すると共に、検診だけで終わらせることなく、生活習慣の改善を始めた健康指導を幅広く積極的にいい疾病予防や介護予防に繋げてまいりたいと考えております。

また、平成十三年に策定された「ウエルネス・アクシヨンつる」行動計画は、今年で五年目を迎えますので、新年度には、これまで実施してまいりました、健康づくりに関する諸事業の評価・検証を行い、国が推進する国民健康づくり運動「健康日本21」及び、現在策定中の「第五次都留市長期総合計画」との整合性を図りながら、次期行動計画を策定してまいりたいと考えております。

介護保険事業について

高齢社会を迎え、要介護状態になった高齢者などを対象に、自立した日常生活を営むのに必要な介護サービスを提供し、社会全体で介護を支える社会保障システムとして、平成十二年四月にスタートした介護保険制度は、平成十六年度末で五年が経過いたしま

す。

介護保険制度がスタートした平成十二年度に五百六十八人であった、本市の要介護認定者は、平成十七年一月末には千七十七人となり、平成十四年度に策定された第二期都留市介護保険事業計画で予想した八百十一人を大きく上回っております。

また、サービス提供量、サービス利用者数ともこの五年間で大きく増加し、介護給付費も平成十二年度に約七億三千六百三十一万円であったものが、平成十五年度決算では、約十二億八千二百三十三万円と七四％の増加となっております。

このことは、必要な人に必要なサービスを提供するという、介護保険制度が確実に市民に定着したものと考えております。

介護保険法では、制度を持続可能なものとするため、五年を目途に見直しを行うことが規定されており、現在、国会において改正案の審議が行われているところであり、内容といたしましては、介護予防の重点化や保険者としての市町村の権限の強化、さらに市町村の独自性を重視した地域密着型介護サービスの展開

などが、盛り込まれることが予想されます。

平成十七年度に策定する第三期都留市介護保険事業計画は、第二期計画の基本である「元気で長生き」、「人格の尊重」、「介護予防の重視」、「在宅介護支援」の四項目を尊重すると共に、改正後の介護保険法の趣旨を踏まえ、介護保険運営協議会において十分な審議・検討をいただく中で、広く市民の皆様のご意見を反映した計画を策定してまいりたいと考えております。

戸沢の森・和みの里の整備について

近年、観光の形態が団体旅行から、個人・家族旅行へ、サイトシーイングからツーリズムへ、受身型から参加・学習・体験型などへシフトしてきております。

このような中、本市では豊かな自然、特色ある歴史や文化など多くの地域資源を活用した、地域に根ざしたテーマパークを目指し、「戸沢の森・和みの里」、「宝の山・ふれあいの里」、「都の杜・育みの里」、「谷の町・史の里」、「鹿留の原・花暦の里」、「大の原・技研の里」の六つの拠点エリアを設定し、参加・学



習・体験・交流をキーワードとした「参加・学習・体験都市つる」の構築に向け、ソフト・ハード両面にわたる環境整備に取り組んでいるところがあります。

「戸沢の森・和みの里」につきましましては、平成十五年度から十七年度までの三カ年計画により、農林水産省の「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を取り入れる中、芭蕉月待ちの湯を中心に、宿泊しながら農業や加工体験、さらに工芸体験等ができる滞在型の「食と健康」をテーマにした総合交流体験エリアとして、第二期の整備を進めているところであります。

平成十六年度末には、排水

処理施設、給水施設、屋外電気工事、和風コテージ四棟が完成する予定であり、平成十七年七月には供用開始したいと考えております。

また、平成十七年度は、交流促進施設として境地区の天野家が明治時代に建築した、日本で最も古い公民館といわれる「種徳館」を移築し、体験工房・直売施設・食事処として整備すると共に、農産物加工施設、陶芸館、和風コテージ二棟の建設を予定しております。

施設完成後は、地域の特色ある資源を最大限に再生・活用した、新たな交流産業の拠点として、地域経済の活性化に資するものと期待しているところであります。

米穀のカドミウム汚染について

消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、主食である米についても安全を確保することが強く求められております。

このような中、国におきましては、米の産地段階におけるカドミウムに係るリスク管理を的確に行うことを目的として、供出米を対象に毎年カドミウム含有状況調査を全国

で行っております。この調査結果が、昨年十二月十六日農林水産省より公表され、全国で十県十一市町村の十九点から検出されました。

本市におきましては、食品衛生法に基づく基準一・OPP M未満を超える濃度のカドミウムは検出されませんでした。PM未満を超過する濃度のカドミウムは、農林水産省の独自基準である〇・四PPM以上、一・〇PPM未満のカドミウムを含む米が、一般調査を実施いたしました。市内二十三点のうち宝地区の供出米二点から検出され、そのため、国、県等関係機関と共に、対策会議を開催し、「都留市水稲生産安定対策協議会」を立ち上げ、現在、対応策を策定する上で

の基礎資料となる、市内三十点の水田の土壌分析を県の総合農業試験所で進めております。

また、地元説明会において要望の強かった自家保有米のカドミウム含有量検査につきましても、検査料の二分の一を市独自で助成することとし、現在、申請のあった六十四農家のサンプリング（玄米）を国が指定する機関で、検査を行っているところであります。今後の対策といたしましては、現在、宝鉢山の管理をし

ております県に対し、鉾山からの排水の管理を今後も継続かつ適正に行うよう強く要請すると共に、国の農業環境技術研究所が作成した「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」に準じ、石灰、熔リン等を用いての土壌PHの中性化や出穂時期前後の水管理により、水稻のカドミウム吸収を抑制する営農技術指導、さらに展示圃場における実証・分析など、関係機関と連携する中、米の安全性の確保に適切に対応してまいりたいと考えております。

都留インターのフルインター化について

三十年以上にわたり先人達によって、設置要望活動を行ってまいりました、フルインター化が、その実現へ向けて第一歩を踏み出したところであります。

現在、国土交通省からの許可を受け、測量や様々な調査を進めると共に、昨年八月には、新井、長者町、鷹ノ巣、雇用促進住宅の四自治会の皆様を対象に、設計説明会を開催し事業へのご理解とご協力を要請したところであります。

その際に、様々なご意見をいただきましたので、それらを参考に事業計画をさらに精査し計画内容の充実を図り、利用を待ち望む市民の皆様への期待に応えられるものとしてまいりたいと考えております。

なお、国からは平成二十年度までの五カ年を目途に完成させることが条件として示されており、今後、県・市一体となり早期完成を目指して、全力を傾注し取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

都留文科大について

大学を取り巻く環境は、二〇〇七年の大学全入時代の到来を目前にして大変厳しい状況下であり、今まさに、大学間の生き残りへの戦いが始まったと言っても過言ではありません。

現実的に見れば、ブランド力のある大学に人気が集まるため、その余波により、定員を集められない大学が続出し、昨年度において三割近くの私立大学と四割を超える短大で定員割れが生じております。

本学の本年度志願者数は、推薦試験五百八十四人、前期日程四百四十一人、中期日程三千九百六十八人、合計四千九百九十三人で五千人を割り込む結果となりました。

この要因といたしましては、大学志願者の減少の影響を大きく受けたものと考えられ、国立大学の教員養成学部においても、軒並み志願者数が減少いたしました。

新年度以降もこの傾向が続くことが予想されており、「大学淘汰の時代」が現実のものとなってまいりました。

このような状況の中、大学が常に個性を發揮し魅力ある大学であり続けることが生き残りへの道であり、現状の検証を行い入試制度を始め、修学環境の整備、教学の質的充実、就職対策、さらには経営戦略の立案など、あらゆる分野での総合的な対策を講じることが強く求められております。

このため、受験生確保に向けた新たな取り組みといたしまして、来年度より従来からの教職員による高校訪問に加え、在学生が出身校へ訪問する「在学生メッセンジャー」制度をスタートさせる準備を進めているところであります。

また、教学の質的充実では、学生の学ぶ意欲に十分答えられる教育・研究内容の充実を目指した、新カリキュラムによる授業の開設に合わせ、学生の語学力向上のため新たに語学センターを設置することとしております。

さらに、就職支援においては、各種講座の充実と在学生の六割を超える女子学生の就職支援にあたる、「女性就職アドバイザー」を新たに委託することといたしました。

次に、新学科の動向についてであります。

教育研究機関に委託いたしました、新学科の需要動向などの調査結果が三月下旬に報告されることとなっております。

この報告の内容を研究・検討することにより、新学科の方向性が明確になるものと考えており、大学内において方向性が示されました時点で、その内容につきまして議会に、ご報告いたしたいと考えております。

また、文部科学省は、このほど開催された有識者会議において、大学入学定員の抑制の抑制を撤廃する方針を固め、今年三月に制度を改正し二〇

〇六年度に定員増や学部の設置を認めることといたしました。

この方針を受け、本学においても新年度初等教育学科などの既存学科の定員増について、新学科の設置と平行させ申請すべく検討に入っております。

今後は、新学科設置を始め諸改革に、本格的に着手してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

学校教育について

昨今の社会経済構造の急激な変化や人々の価値観やライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちを取り巻く環境も激しく変化する中、豊かな心と健全な身体を持ち、主体的に物事に取り組むことの出来る子どもたちを育成するため、教育改革が、緊急かつ重大な課題となっております。

新学習指導要領が実施されてから三年が過ぎようとする中、市内各小中学校では、創意と工夫による特色ある教育活動が積極的に行なわれていくところでありますが、さらに子どもたち一人ひとりに、しっかりと「確かな学力」を身に付けさせ、「豊かな心」

と「健やかな体」を育み、地域に開かれ、地域から信頼される学校づくりを推進することが極めて大切であると考えております。

本市では、「確かな学力」の向上を図るため、少人数教育によるきめ細かな指導と共に、文部科学省から平成十四年度には「学力向上フロンティア事業」の指定を、また、平成十五年度には「放課後学習チーター」の配置等に係る調査研究事業」の指定を受け、これらの事業を推進してまいりました。

平成十七年度は「放課後学習チーター」の配置等に係る調査研究事業」の成果を踏まえ、教育委員会、都留文科大及び市内小中学校との連携を一層緊密にし、児童・生徒一人ひとりに応じた、指導を深化・発展させてまいりたいと考えております。

このため都留文科大学が、教員を志望する意欲ある学生に対し、指導やサポートを行い、その学生が教育現場に出ることに、大学と教育現場の日常的な研究交流体制を構築する「学生アシスタント・ティーチャー事業」を、市独自の施策として新たに実施してまいりたいと考えてお

ります。

この事業は、市内小中学校で放課後における小グループ学習指導や学力不振、不登校、障害などの困難を持つ子どもを対象に、個別的なサポートを行うおうとするものであり、一方大学においては、教育現場と連携した教師教育を実践すること等を目的として、平成十七年度には、小学校二校、中学校三校での実施を予定しております。

学校の施設整備 について

市内小中学校施設の耐震診断は、平成十四年度文部科学省通知「公立学校施設の耐震診断実施計画の策定等について」により、平成十五年度を初年度とする耐震診断実施三力年計画を策定し、現在、順次作業を行っているところであり、平成十七年度中には小中学校すべての耐震診断を終了する予定となっております。

また、各小中学校の修繕及び改修工事につきましましては、校舎屋上防水工事等を実施し、積極的に教育環境の整備を図り、児童生徒が安全に、また快適に学校生活が送れるよう重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

地域子ども教室 推進事業について

最近の青少年の問題行動の深刻化や青少年による犯罪の多発、子どもへの虐待など、その背景には、家庭や地域の教育力の低下があると言われる

子どもたちの健やかな育成のためには、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力の充実を図ると共に、それらの教育力を結集できるような環境づくりが重要であります。

このため、子どもたちに豊かな生活体験、社会体験、自然体験の機会を与え「生きる力」、すなわち「心の教育」に力を注ぐことが強く求められているところであります。

本市におきまして実施している「のびのび興譲館」事業は、四年目を迎え、異年齢の子どもたちが年間を通して、自然体験や生活体験をすることにより、自分の頭で考え行動できる人間、人ときちんとコミュニケーションできる人間、自分を尊重すると共に、他人も尊重できる人間の育成に成果を上げているところであり、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。さらに、平成十六年度から

文部科学省が実施しております「子どもの居場所づくり」事業は、これまでに全国五千三百六十四ヶ所、県内二十八ヶ所を実施されており、本市でも、東桂地区をモデル地区としてスタートいたしました。

この事業は、家庭、地域、学校が一体となり、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育もうと、放課後や休日

地域の大人の協力を得て、子どもたちの「活動拠点」を確保し、スポーツや文化活動など、多彩な活動が展開されるよう取り組むものであり、東桂小・中学校、東桂コミュニティセンターの三ヶ所を「子どもの居場所」として実施しております。

現在、東桂地域協働のまちづくり推進会と都留文科大学が連携・協力する中、「ものづくり」や「絵画」、「遊び」など、六つの教室で約七十名の子どもたちが楽しく活動に参加しており、この教室の指導員には地域の大人や都留文科大学生など、約百名の方々が指導員として活動されております。

今後は、地域の特色を生かした様々なメニューを提供しながら、次代を担う、心身ともにたくましい子どもたちを

育んでいきたいと考えております。

文化振興について

文化財は、歴史の営みの中で、自然や風土、社会生活を反映して継承されてきたものであり、我が国の文化の基礎を成すものであります。

山梨県の史跡文化財に指定されている勝山城跡は、中世（戦国時代）に築城され、近世（江戸時代）にかけて存在した城郭跡として知られており、度重なる城主の交代などにより、築城から廃城まで幾多の変遷を重ねてまいりました。

秋元氏の時代には、茶壺道中の經由地として、夏の間、勝山城の茶壺蔵に茶壺を格納したと言われており、徳川幕府の権威をあらわす一端を担うなど、幕政において重要な施設であったことが従来から指摘されております。



平成元年十二月に実施いたしました「茶壺蔵発掘調査」は、江戸時代前期の茶壺蔵の位置や遺構を把握するための調査でありましたが、この調査では対象となる時代や範囲が限定され築城の年代が不明なことなどから、城郭の詳細な解明までには至りませんでした。

このようなことから、平成十七年度から五カ年計画により、国・県の補助を受け築城時期の究明を行うための城址測量調査、遺構・遺物の試掘調査、文献・絵図の調査、また、最終段階では学術調査報告書の編集・刊行など「勝山城跡学術調査事業」を実施し、その結果を踏まえ、史跡の保護や復元につなげると共に、歴史復興プロジェクトの第一弾として、まちづくりへの活用を図ってまいりたいと考えております。

ミュージアム都留 について

ミュージアム都留は、開館以来、特別展や企画展を開催し、多くの皆様に本市の貴重な歴史や文化を紹介してまいりました。

特に企画展は、市民と協働により「思い出の一品」、「ふ

るさとの寺展」、「組子の名品展」、「和服リフォーム展」、「市民が奏でる楽器博覧会」など、見る・触る・聞くという体験を通じ、参加・体験型の展示を行うてまいりました。

平成十七年度の企画展は、まちかど博物館に認定された個人所蔵のコレクションを展示する「私の博物館」や江戸時代の職人の技を集めた、刀剣を彩る鐔(つば)の展示、また、奈良・平安時代の都留郡を、考古資料や文献などをもとに細かく企画展などを開催し、学習資源の提供や地域文化の振興を図ってまいりたいと考えております。

今後ミュージアム都留が市民全体の資産として活用が図られ、市民の学習や文化活動の拠点となりますよう努めてまいりたいと考えております。

スポーツの振興 について

スポーツは、心身の健全な発達と明るく豊かな活力に満ちた社会の形成に寄与するものであり、本市では誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう「市民ひとり一スポーツ」への環境づくりや様々なスポーツの振興・



普及に努めているところであります。

国は、平成十二年、生涯スポーツを柱とするスポーツ振興計画を発表し、競技力の向上や学校・地域との連携を提唱しておりますが、さらに、平成十七年度から小中高校生が参加する各種スポーツ全国大会を、特定の市町村で継続的に開催する取り組みを支援することにより、青少年が憧れ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生に寄与することを目的に、総務省、文部科学省が進める「スポーツ拠点づくり推進事業」が実施されることとなりました。

この推進事業における「承認スポーツ大会」選定の必要条件は、「全国全てのブロックから参加者が参集すること」、「全国組織のスポーツ団体が支

援すること」、「競技性を重視する大会であること」などが挙げられており、本市と社団法人日本グラススキー協会と共同主催による申請を提出していたところ、この度、仮称「全国ジュニアグラススキー大会イン都留」の開催地として、本市が県下唯一の拠点到承認されたところであります。

今後の予定といたしましては、サンパーク都留グラススキー場を会場地に八月の三日間、小・中・高校生が、回転・大回転を競技種目にグラススキーを通じて交流を深めることにより、青少年の健全な育成やグラススキー競技の振興・普及に努めてまいりたいと考えております。

老人大学について

生涯にわたり、心身ともに健康の維持や増進に努め、生涯学習を楽しみ、人生を豊かにし、自立した生活を送ることを目指し、昭和四十三年に明治百年を記念して開設された「都留市老人大学」は三十七年の歴史を重ねこれまで二千二百九十六名の方々が卒業されました。

現在、老人大学には一年次から三年次まで百二名が在籍し、各種講演会への参加や歴

史講座・健康講座・防災講座やボランティア活動の環境美化作業など、様々な教育課程により多様な学習を行っております。

本格的な高齢社会を迎え、それぞれが自己実現を果たす努力を重ね、互いに認め合い、支え合い、明るく生きがいや働きがいを持って暮らすことができる「互恵・共生社会」の具現化を図り、すべての市民が鶴寿(長命)を目指し、健康ではつらつと暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

そのため、平成十七年度からは、伝統ある老人大学の名称を「都留市はつらつ鶴寿大学」に改めると共に、その内容についても健康・保健・福祉・環境・文化・教育・産業・防災などに分野を拡大し、学習するだけに留まらず実践することにより、生涯(いきがい)学習大学として、発展・充実させてまいりたいと考えております。

以上、施策並びに事業の一部についてご説明申し上げますが、今後も、市民の皆様との協働により各種施策を、積極的に展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議案議決結果

3月定例会

市長提出

承第 1号	専決処分の承認を求める件 (都留市消防本部及び消防署設置条例中改正の件)	3月4日	承認
承第 2号	専決処分の承認を求める件 (都留市・秋山村消防に関する事務の事務委託に関する規約廃止の件)	3月4日	承認
承第 3号	専決処分の承認を求める件 (富士吉田市外一市二町五村一組合ことばの教室設置協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外一市二町五村一組合ことばの教室設置協議会規約中変更の件)	3月4日	承認
承第 4号	専決処分の承認を求める件 (富士吉田市外一市二町五村一組合指導主事共同設置を組織する地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外一市二町五村一組合指導主事共同設置規約中変更の件)	3月4日	承認
議第 1号	都留市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件	3月25日	可決
議第 2号	都留市都留戸沢の森和みの里コテージ条例制定の件	3月25日	可決
議第 3号	政治倫理の確立のための都留市長の資産等の公開に関する 条例中改正の件	3月25日	可決
議第 4号	都留市情報公開条例及び都留市個人情報保護条例中改正の件	3月25日	可決
議第 5号	都留市職員定数条例中改正の件	3月25日	可決
議第 6号	都留市職員給与条例中改正の件	3月25日	可決
議第 7号	都留市特別会計設置条例中改正の件	3月25日	可決
議第 8号	都留市税条例及び都留市下水道条例中改正の件	3月25日	可決
議第 9号	都留市文化財保護条例中改正の件	3月25日	可決
議第 10号	都留市国民健康保険条例中改正の件	3月25日	可決
議第 11号	都留市特別工業地区建築条例中改正の件	3月25日	可決
議第 12号	都留市営住宅条例中改正の件	3月25日	可決
議第 13号	都留市都市公園条例中改正の件	3月25日	可決
議第 14号	都留市心身障害児童福祉年金条例廃止の件	3月25日	可決
議第 15号	上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合 規約中変更の件	3月4日	可決
議第 16号	上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを 組織する地方公共団体の数の変更の件	3月25日	可決
議第 17号	市道の路線の認定の件	3月25日	認定
議第 18号	平成17年度山梨県都留市一般会計予算	3月25日	可決
議第 19号	平成17年度山梨県都留市都留文科大学特別会計予算	3月25日	可決

議第 20号	平成17年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計予算	3月25日	可	決
議第 21号	平成17年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計予算	3月25日	可	決
議第 22号	平成17年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	3月25日	可	決
議第 23号	平成17年度山梨県都留市老人保健特別会計予算	3月25日	可	決
議第 24号	平成17年度山梨県都留市下水道事業特別会計予算	3月25日	可	決
議第 25号	平成17年度山梨県都留市温泉事業特別会計予算	3月25日	可	決
議第 26号	平成17年度山梨県都留市介護保険事業特別会計予算	3月25日	可	決
議第 27号	平成17年度山梨県都留市桑代沢外17恩賜林保護財産区管理会 特別会計予算	3月25日	可	決
議第 28号	平成17年度山梨県都留市水頭外3恩賜林保護財産区管理会 特別会計予算	3月25日	可	決
議第 29号	平成17年度山梨県都留市濁り沢外18恩賜林保護財産区管理会 特別会計予算	3月25日	可	決
議第 30号	平成17年度山梨県都留市板ヶ沢外7恩賜林保護財産区管理会 特別会計予算	3月25日	可	決
議第 31号	平成17年度山梨県都留市盛里財産区特別会計予算	3月25日	可	決
議第 32号	平成17年度山梨県都留市水道事業会計予算	3月25日	可	決
議第 33号	平成17年度山梨県都留市病院事業会計予算	3月25日	可	決
議第 34号	平成16年度山梨県都留市一般会計補正予算(第6号)	3月25日	可	決
議第 35号	平成16年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	3月25日	可	決
議第 36号	平成16年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業 特別会計補正予算(第1号)	3月25日	可	決
議第 37号	平成16年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月25日	可	決
議第 38号	都留市長等の給与条例及び都留市教育委員会教育長の給与及び 旅費条例中改正の件	3月25日	可	決
議第 39号	収入役の選任について同意を求める件	3月25日	同	意
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	3月25日	同	意

議 員 提 出

議員提出議案第1号	都留市議会議員定数条例中改正の件	3月25日	可	決
議員提出意見書案第1号	発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書	3月25日	可	決

一般質問

三月十日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



堀口 良昭議員
行財政改革について

行財政改革について

問 隣接する道志村との合併問題は、道志村の住民の意思が得られず、結局、合併しない方向で終止符が打たれました。

地方分権が益々深まり、各地で合併による新市や町が誕生してきている中で、都留市は単独行政を歩んでいくことになりました。

自己決定、自己責任、自立という責任ある行動が問われます。

堀口 良昭 議員
谷内 秀春 議員
谷垣 喜一 議員
国田 正己 議員
杉山 肇 議員
小林 義孝 議員

ております現下において、市民サービスの更なる向上にも努めていかなければなりません。

今後、これまで以上の厳しい財政状況が予想されますことから先ず、私達は、これからの都留市の将来像を見通して、今何をしなくてはならないか、今何ができるか、議会、行政、市民が共に考え、アクション計画を具体的に示す、その時期にきているものと思えます。

都留市議会でも、前回の十二月議会で、議員定数削減の検討委員会を立ち上げ、検討協議を進めているところであります。

そこで、次の質問をいたします。
質問は、行財政改革について一点行います。

現在、小泉首相の構造改革は、日本のあらゆる分野、領域において改革を誘発し、地方分権の進展や三位一体改革による大幅な制度改革により、地方交付税も大幅に削減されてきております。

都留市の財政も厳しい状況にあります。
また、市民の方々の生活を圧迫する消費税の見直しも始まるうとしております。

長引く経済不況のもとで、少子化は着々と進行しており、高齢化の到来も目前、二〇一四年には、四人に一人が六十五歳以上になるといわれております。

日本の人口は、二十一世紀半ばにおいて、一億人を下回ることが予想されております。少子化は、納税者や税収の減少を招くとともに高齢化は、高齢者福祉を始めとする、より高度の福祉サービスが必至となります。

このような状況をみますと、都留市におきましては、早期に、行財政改革大綱の見直しや、新たな行財政改革の実施計画を策定することが必要で

あると考えます。
行財政改革の見直しや、新たな行財政改革計画案等について、市長は、どのような考えを持って策定し、検討を推し進めているのか、教えて頂きたいと思えます。

答

本市では、これまで、市町村合併問題はさておき、周辺市町村との合併に関するあらゆる研究、協議を行なう中、最良の選択ができるよう真摯に取り組んでまいりましたが、隣接する道志村との合併協議も終結となり、「市町村の合併の特例に関する法律」による特例措置が講じられる期限内である平成十七年三月末までの合併は、不可能となりました。

今後は、大変厳しい財政状況の中、地方分権は益々進み、市町村には地域の総合的な行政主体として、多くの権限が付与されてくると考えられますので、本市といたしまして、その権限の付与に対応できる柔軟性に富んだコンパクトで効率的な組織を整え、徹底したコスト削減に努めると共に、職員一人ひとりの法務能力、政策形成能力、財務経営能力を高め、財政的にも、政策的にも自立し、住民二-

ズに的確に、かつ迅速に応えられる行政主体を目指し、全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

また、地方分権の理念である「自己決定・自己責任」のもと、限られた財源と人的資源を有効に活用し、市民満足度の高い行財政経営に取り組んでいくためには、地域社会のニーズを的確に把握し、事務事業の評価と選択を行い、真に必要とされる事務事業について効率的に実施するため行財政システムの確立が不可欠であります。

本市では、平成十四年十二月、「第三次都留市行財政改革大綱」を、学識経験者を始め、企業経営や市民活動に携わる方々、また公募により任命された市民などで構成された「都留市行財政改革推進委員会」からの、経営感覚や市民の視点に立ったご意見を踏まえる中、「協働」「自立」「効率」の三つの視点に基づき策定いたしました。

この大綱を受け、策定いたしました実施計画書は、百二十二の推進項目からなり、本年度より企画推進局内に設置いたしました行財政改革推進班を中心に、全庁的な推進に努めており、現在までのとこ

る、約半数が実施済みあるいは実施中となっております。

今後、さらなる行財政改革を推進していくためには、職員の意識改革と資質向上を図ると共に、行政の情報公開を積極的に進め透明性を高め、市民の皆様のご理解とご協力をいただくことが重要であります。

そのため、行財政の現状と課題の把握を目的とする「行政評価」の実施や、政策の立案等に際し、市民の意見を反映させる「パブリックコメント制度（意見提出手続制度）」など、新たな行政手法の導入にも努めているところであります。

また、従来より厳しい財政状況を踏まえ、行財政の健全化に努めてまいりましたが、平成十五年四月より、現下の喫緊の政策課題に積極的に対応するため、重点施策項目を定め、限られた財源を重点配分した予算編成や政策決定を行っているところであります。

ご質問の行財政改革大綱の見直しや、新たな実施計画の策定についてであります。実施計画につきましては、社会経済情勢の変化などに対応して適宜見直しを行うと共に、数値目標の設定などについて

も、柔軟な姿勢で、対応してまいりたいと考えております。

また、大綱につきましては、まだ、策定から二年が経過したところでありますので、今後、全体的な評価を行いながら大綱に沿った、推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

谷内 秀春議員

大規模地震における防災体制と災害対策

について

都留文科大学の 新学部新学科の増設

について

大規模地震における 防災体制と災害対策

について

問 平成七年一月阪神淡路大震災以来のマグニチュード六・八を記録する昨年十月の新潟県中越地震は未曾有の大被害をもたらし、日本中を震撼させた災害でもありました、現地では相当なパニックに陥った事は想像に難くありません。

当市では昨年十二月議会に於いての市長説明の中にも、今後の防災計画防災行政等は国の「大規模地震対策措置法」に伴い、今後の対策を進めてゆくとの事が云われている、尚一層市民の意識高揚を促すと共に、今進めていく市の防災対策についてうかがいます。

また、新潟県の要請により現地で災害支援活動に当たった関係者の話によれば、被災市町村では防災行政無線の整備も不備のため、住民に対する防災情報等の提供は人力で避難所等に配布するチラシや隣のエフエム放送局の協力に頼った事、又、住民の地震に対する備えも殆どなかった様だ、との事です。

こうした状況から、災害時の基本でもある被災状況の速やかな把握や住民への防災情報の円滑な提供がなされず、又、住民防災意識のうすれ等により、地震発生直後の応急対策に支障が生じたのではな

いかと指摘されています。災害を避ける事は出来ませんが、常日頃からの備えにより被害を最小限に食い止める事は可能であり、災害発生時の初動体制の確立と日頃から防災意識の高揚が何よりも大切であると考えます。

先ず、大規模な災害が発生した場合、速やかな初動体制の確立と、正確で迅速な被害状況の把握が最も重要です。しかし、行政は発生時の対応に追われ、被災現場の確認が困難なため、住民や地域の防災組織の協力が不可欠です。

地域や避難の状況をいち早く市役所に報告し、人命救助を最優先に、二次災害の防止や被災状況に応じた応援部隊の投入、また食料や生活必需品の配布に迅速な対応が出来るように体制を整えるべきと思います。

通信網も不通になるので、移動系防災行政無線、アマチュア無線等も日頃から馴れおおくのも必要な事だと思えます。

又、避難所等も地域防災計画に指定された場所をよく守り、日頃から住民へ周知徹底

しておく事も大事です。又、地域の高齢者や一人暮らしの老人等、災害弱者への声かけも十二分に考慮に入れ、有事に備えておくべきと思います。

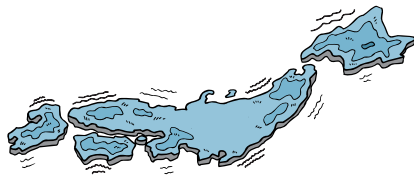
去年は豪雨をはじめ度重なる台風上陸、さらに新潟中越地震と、各地で大きな災害が続きました。これらの事を教訓に、当市も従来の防災訓練の見直しをし、避難生活まで考えた訓練の徹底を要望いたします。

地震予知連絡会の報告によりますと、山梨に於いても、断層型地震を引き起こす恐れがあると云われています。もし、大地震が発生した場合には都留市は、山間地のため孤立する地域が大部分と思われ

この点についても国の「大規模地震対策措置法」による当市の具体策について改めてうかがいます。

答 世界では、マグニチュード(M)七以上を記録した大地震と呼ばれる地震が、年間約十回程度発生し、この内、約一四％が日本付近で発生しており、有感地震にいたっては年間千回近い発生を記録していると言われております。

このように我が国は、地震



多発国であり、発生から十年目を迎えた「阪神・淡路大震災」や昨年十月二十三日に発生いたしました「新潟県中越地震」により、あらためて自然災害の恐ろしさを痛感させられたところでもあります。

災害時における初動対応で最も重要なことは、議員ご指摘のとおり、正確な情報の収集と処理にあると考えております。

迅速な被害状況等の把握により危険箇所など、市民へ様々な情報提供を行い、二次災害防止や人命救助に役立てることが基本であると考えており、情報収集につきましては、職員の配備及び動員計画に基づき、動員体制が確立されており、各避難所担当職員から各方面対策支部に、各方面対策支部から市の災害対策本部に、市の災害対策本部から県の災害対策本部に情報を伝達するシステムが体系化されておりです。

また、通信システムは、防災行政無線、消防無線の活用を考慮しており、本市の行政防災無線につきましては、停電時におきましてもバッテリーが内蔵されており、使用回数にもよりますが二日程度は放送可能な設備となっております。

す。

なお、移動系防災行政無線につきましては、車載用十二局、可搬用八局、携帯十局を整備しておりますが、さらに通信体制の充実を図るため、都留市地域防災計画にも掲載してあります市内アマチュア無線局の方々には、すでに昨年の防災フェアにも参加していただき、災害時に協力していただける体制を構築しているところでもあります。

「新潟県中越地震」では、災害発生時に市町村と県の連絡がとれない状況が問題になりましたが、本市では本年一月に、停電時の状態で自家発電装置を使い、私自身が衛星回線を使用して消防庁との災害時の情報訓練を実施したところでもあります。

次に、各地域における避難所は、毎年市の広報で周知を行うと共に、本年度は防災カレンダーにも掲載し、市のホームページにもマップで紹介し、市民の皆様にも周知しているところでもあります。

次に、災害時要援護者対策についてですが、現在県と「障害者と高齢者のための災害支援マニュアル」の検討会議をおこなっており、市、市町村社会福祉協議会、福祉事



e- つるマップ(消防・防災)

務所、市民団体、自主防災会等を包括した「助け合いネットワーク会議」を構築していく予定となっております。

次に、防災訓練についてであります。毎年九月に実施しております総合防災訓練は、

年度毎に会場を移しながら、東海地震の警戒宣言発令による職員参集訓練、住民の避難訓練、震災時の各種訓練を行っており、六月には予知されない地震が発生した状況での地震防災訓練として、職員参集訓練、災害対策本部の設置、各方面対策支部との通信訓練等を行い災害時の体制強化を図っているところでもあります。

また、平成十七年度におきましても、引き続き各地域の協働のまちづくり推進会や市民グループなどに参加していただき、各自主防災会ことに

「地域防災リーダー養成事業」を実施してまいります。

これは、災害時に応急措置を行える知識と経験を持った人々を育成すると共に、地域防災マップの作成などを通して、防災意識の高い防災リーダーを養成するものであります。

一方、県内六市、県外十四市町村と災害時における「相互援助に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合、協定自治体相互間の応急物資及び、応急職員等の緊急支援体制を構築し、被災支援の応急対策と復旧対策等に対応する体制を整えております。

次に、避難所の運営についてであります。避難者、行政担当者、施設担当者が協力してつくる運営組織が自主的に避難所を運営することとなっております。都留市地域防災計画において、避難所の開設及び運営に係る記載を明記してあります。今後関係者と避難所の運営協議について、具体的な検討を重ねてまいります。

最後に、本市の地形上、大規模地震が発生した場合、土砂災害等による道路網やライブラインの寸断により、孤立する地域がでることが予想さ

れ、負傷者や住民の一早い救援・救出が求められますが、市独自の活動にはその状況により限界が生じてまいります。

そのため「新潟県中越地震」でも、その活躍が伝えられております自衛隊の災害派遣によるヘリコプターの投入により、迅速な対応が行えるものと考えられますので、その際には「都留市地域防災計画」に沿った、適切な派遣要請をしてまいりますと考えております。

都留文科大学の 新学部新学科の増設 について

問 昨年十一月都留文科大学前駅が開業し、新駅を核にした区画整備と新たな商業圏の誕生で周辺は大きく変わり、「学園と城下町都留市」の新しい玄関として大きく報道されました。

この新駅完成を機に、大学と地域が一体となった学園都市の発展は市民の大きな願いです。

昨年九月議会に於いて、市長説明の中にも大学の新学部新学科の増設の話がありました。又、大学側からの環境分野の新設検討の旨の二ス調査実施との新聞報道もされて

居りますが二〇〇六年度に向けた新設状況をうかがいます。

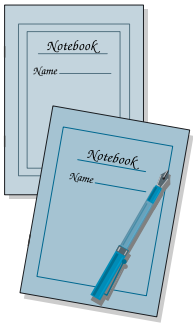
全国的にみて少子化を背景にした大学の生き残りに向けて他大学との比較、都留文科大学の特色等を目的にその検討を早急に進めるべきと思いますので、現況の説明を求めまして、質問を終わります。

答 昨年十一月十六日より開業いたしました「都留文科大学前駅」は、文字通り大学の新しい玄関として機能しております。

最近における一日あたり乗降客数は七百人を超え、順調に利用者が増加しております。

特に、大学センター試験や本学への受験で、初めて大学を訪れる受験生にとっては、大学へのアクセスが改良され、飛躍的に利便性が高まりました。

今後、周辺の商用施設の一層の整備充実により、一帯が若者を中心とした賑わいと活気に溢れ、新しい時代の発展



する都留市を象徴する街に、形成されていくことが期待されております。

ご質問の新学部・新学科の増設についてであります。既存の社会学科を発展的に再編し、公務員の養成を目指した「現代社会学科」と地域環境教育や地域環境政策、さらに地域づくりの担い手を育成することを目指した「コミュニケーション・環境創造学科」いずれも仮称であります。二コースに分け、併せて学科の定員を増員する方向で進んでおります。

この二コースについては、現在、教育研究機関に委託し、その需要動向を、受験生や進路指導の先生に対しアンケート調査を実施するなど総合的な分析・検討を行っております。

この結果につきましては三月末までに報告書として提出されることとなっておりますので、今後、報告書を受け、学内において更に内容についての検討を行い、平成十七年度中に設置に向けて具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、所信でも申し上げましたとおり、教員養成系の定員抑制が本年度中に撤廃され

ることとなりましたので、学科などの増設に先行し、本学の既存学科については、定員の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

内容についてであります。初等教育学科の現定員百五十人を百八十人に、国文学科・英文学科・社会学科・比較文学科の各現定員百人を百二十人に平成十八年度入試から対応できるよう、本年四月に文部科学省に申請する予定で準備を進めております。

少子社会の到来により、受験生の減少は歯止めのかからない状況にあり、大学経営は大変厳しいものがあります。

このような中、大学が生き残っていくためには魅力ある大学としてのブランド力の向上が求められており、教員養成を核とした本学の歴史は、数多くの優れた教員を全国に輩出し、全国の都道府県教育委員会から大きな信頼を得ており、このことが本学のブランド力を確立させる大きな要素となっております。

今後も、教員養成を基軸にさらに魅力ある大学として、発展できるような積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

谷垣 喜一議員
発達障害児(者)支援
について

学校給食センター
について

栄養教諭制度の導入
について

発達障害児(者)支援 について

問 昨年十二月議会においてグループホームをとりあげ、知的障害者の方に対する理解を深めていただくことをお願いいたしました。本日まで市民の方と対話をする中で多くの方が関心を示して下さります。

今回の発達障害者の方々も、これまで法律の狭間で日常生活において支障をきたす部分がありました。発達障害とは、「自閉症、学習障害(LD)、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもの」として政令で定めるものをいいます。

発達障害に對しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。そのため平成十六年十二月、第百六十一国会において「発達障害者支援法」が成立し、本年四月一日より施行されます。

平成十七年度国家予算案をみますと、厚生労働省関係の発達障害に對する支援のため予算が約七億円(前年度比二・八倍)計上されており、乳幼児期から成人までの一貫した支援を行うための「発達障害者支援体制整備事業」(新規事業)や自閉症・発達障害支援センター運営事業が盛り込まれております。特に、発達障害者支援センターは全国にまだ十九カ所しかありません。

山梨県の状況は、昨年、山梨県総合教育センターにあります「特殊教育部」から「特別支援教育部」へと名称を変更し今日に至っていると聞きしております。

先日、障害児教育の父といわれる昇地三郎教育学博士の対談を読む機会がありました。昇地博士は現在九十八歳。ご存知のとおり世界最長老の現役の教育学博士であり、五十年前に全財産を注いで「しいのみ学園」をつくられました。

発達障害に對しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。そのため平成十六年十二月、第百六十一国会において「発達障害者支援法」が成立し、本年四月一日より施行されます。

博士は、「障害児を教育するということは、教育の原点です。なぜ原点かという点、教育は秀才児からではなく障害児から始まっていくのです。障害児の教育が分かると、どんな教育問題に対しても対処することが出来るのです。」と語っておりました。博士の言葉に、障害児教育の重要性を感じました。

どうか県に対し、きめ細かい支援ができる発達障害者支援センターの設立を強く呼びかけていただくようお願いするものであります。

また、本市の支援状況と学校における教育状況、乳幼児健診の強化、圏域の支援体制の整備、発達・支援等のモデル事業の実施等、今後の取り組みをお聞かせ下さい。

答 わが国においては、少子化や核家族化等の進展による社会的影響が問題となっており、次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長するための環境づくりが強く求められております。

そのような中、国においては、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加を促進するためには、発達障害の症状の発見後できるだけ早期に発達支援を行うこと

が、重要であるという観点に立ち、平成十六年十二月「発達障害者支援法」を制定し、本年四月一日より施行されることになりました。

議員ご指摘の発達障害者支援センターは、同法第十四条に、

一 発達障害の早期発見や早期の発達支援に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、または助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し、発達障害についての情報提供及び研修を行うことなどが定められております。

また、都道府県知事は、その業務を具現化するため、社会福祉法人その他政令で定める法人であつて、業務を適正かつ確実に行うことができる」と認めて指定した者が「発達障害者支援センター」を設立し事業を実施するか、自らがその事業を行うことになっております。

本市といたしましては、発達障害者の自立及び社会参加

の促進が早期かつ円滑に実施されるよう、発達障害者支援センターの設立について山梨県市長会等を通じ県に対して積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に本市における支援状況であります。現在、母子保健法に基づき、乳幼児及び一歳六ヶ月児・三歳児の健康診査を心理相談員、心理判定員及び保健師等の専門員が同席し実施しております。

なお、健康診査で要指導、要観察に該当する乳幼児に対しましては、速やかに専門機関である保健所、児童相談所、医療機関へ報告すると共に、保護者に対して相談、診察の指導・助言を行っております。

また、学校における発達障害者の教育状況であります。現在、小学校五校に知的障害五学級、肢体不自由一学級、情緒障害一学級及び中学校二校に知的障害二学級、情緒障害一学級の「特殊学級」を各々開設し、九学級十六名が在籍しております。

なお、担当教員につきましては、県費負担の教員を配置すると共に、普通学級においても支援を必要とする発達障害者のために、市単独で教員補助員を配置し、学習や生活

面でのきめ細かな教育的支援を行っているところであります。

学校における発達障害者への支援につきましては、現在、市教育研修センターを窓口にして、保護者及び関係機関等が、連携し対応いたしております。

今後は、「発達障害者支援法」の趣旨を踏まえ、毎年実施しております就学時健康診断において発達障害者の早期発見に充分留意すると共に、医療機関等との連携を緊密にするなど、学校と家庭、地域社会が一体となつて、発達障害に関する教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、新年度におきましては、新たな事業として、将来、発達障害を起こす恐れのある乳幼児を対象に小児神経科専門医、心理相談員、保育士、保健師をスタッフとした「すこやか相談」、「すくすく教室」を、各々毎月一回程度実施し、発達障害者への支援を行ってまいります。

学校給食センターについて

問

学校給食は、小中学校の児童生徒が学校へ行く楽しみの一つであります。

現在の給食センターは老築化しており、建替えの時期にきております。本市は、自校方式とセンター方式に分かれております。教職員や父兄の方に聞きますと自校方式にして、おいしいうちにすくすく食べさせてあげたいという意見が多く聞かれます。

文部科学省は、平成十五年三月三十一日に、スポーツ・青少年局長名で、「学校給食衛生管理の基準の一部改訂について」を関係機関に通達いたしました。これを見ますと、

一 学校給食施設のドライシステム化の推進など衛生管理に配慮した施設整備を整備すること。

二 ウエットシステムの調理施設においては、ドライ運用を図ること。



三、献立作成委員会及び物資選定委員会を設置し、適切な運用を図ること。等、機械・器具の分解消毒の徹底、二次汚染の防止も含め、学校給食の衛生管理の徹底に力を入れた内容となっております。

本市の平成十六年度重点施策の中において、給食センターの整備として、給食センター基本計画策定事業とあります。進捗状況と、自校方式かセンター方式の選択方法を含め多くの意見が集約できるよう全小中学校のアンケート調査を行うのか、今後の取り組みをお聞かせ下さい。

答 学校給食は、学校給食法の中に、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養い、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養い、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図り、食料の生産、配分及び消費について正しい理解を導くことを目標とするとされております。

本市では、この法の趣旨に沿い、学校給食が安全で美味しく提供できるよう、施設・設備の維持管理及び職員等の衛生管理に万全を期すと共に、食材については、地産地消を推進する等、安全で品質の良

い物を厳選して使用し、給食が、児童生徒の学校生活での楽しみの一つとなるよう、努めているところであります。

そんな中、現在の全国各地の学校給食の調理場は、平成八年の〇・一五七発生以来、ドライシステム方式を導入した新施設の建設が主流となつてまいりました。

本市におきましては、現在、文部科学省通達「学校給食衛生管理の基準」に基づき、できる限りのドライ運用を実施しておりますが、施設の老朽化と共に、ドライシステム方式を取り入れた施設の建設が課題となつているところであります。

また、献立作成委員会及び物資選定のための委員会の設置につきましましては、「都留市小中学校給食会専門委員会規程」により、献立作成委員会及び物資購入委員会を設け、献立の作成や物資の調達・選定などを行っており、学校給食運営の円滑適正及び調理場の衛生管理の徹底を図つているところであります。

今後の学校給食調理場の整備の取り組みについてであります。平成十五年度に庁内にその検討を行なう企画推進班を設置し、調理場の現状及

び今後の施設や運営方法、また、学校給食に係る法令や基準などの基礎調査を実施し、検討を重ねてまいりました。

今後は、この企画推進班での検討を踏まえ、学校、保護者、学識経験者等で組織する検討委員会を設置し、本市の学校給食の在り方や方向性について様々な角度からの論議を重ね、最良の結論を見出し、てまいりたいと考えております。

栄養教諭制度の導入

について

問 食の安全、食物アレルギー

ーが大きく取り上げられている現在、学校の栄養士が教員免許を取得して食に関する指導を行う「栄養教諭」制度が本年四月より開始されま

す。栄養教諭は、いま急速に増えて大変な問題となっている偏食傾向などによる肥満や瘦身のほか、食物アレルギーや摂食障害のある児童生徒に対してきめ細かい個別指導など、家庭・地域と連携した食育（食に対する指導）の推進を健康教育の一環として行う専門家であり、その役割が非常に期待されております。

本市として、県教育委員会に対して積極的に栄養教諭制度を導入し各学校に配置するよう働きかけるべきであると考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

答 近年、偏食傾向や朝食欠食など、子どもたちの食生活の乱れが深刻化してきており、望ましい食習慣の形成が今や国民的な課題となっております。

子どもたちが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導を充実し、望ましい食習慣の形成を促すことが重要であります。

また、食に関する指導の充実は、「生きる力」の基礎となる健康と体力を育むほか、食文化の継承、社会性の涵養などの効果も期待できるものであります。

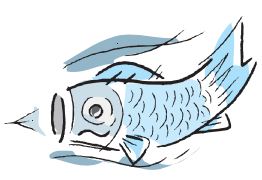
こうしたことを踏まえ、学校においても、栄養に関する専門性に裏打ちされた食に関する指導を行い、望ましい食習慣を形成するため、本年新たに「栄養教諭制度」が創設されることになりました。

栄養教諭は、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員として、その専門性を充分に発揮する中、学校給食を生きた教材と

して有効に活用し、学校給食の管理を行い、食に関する指導を充実していくことが期待されております。

また、栄養教諭は、家庭や地域との連携のもと、その専門性を活かして、学校の内外を問わず、食に関する教育のコーディネートとしての役割を果たしていくことも期待されているところであります。

現在、市小中学校においては、担当教員や学校栄養職員が、給食の時間や教科指導、さらに学級活動などの時間を活用し、食に関する指導を行つておりますが、今後、一層の食の教育の充実を図るために、栄養教諭制度の導入は有効な手法であると考えられますので、県及び県教育委員会に対しまして、本制度の導入を図るよう働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



国田 正己議員

市長の所信表明

について

市道の狭あい道路

整備事業について

防災対策について

谷村工業高等学校の

将来について

市長の所信表明

について

問 私は三位一体の改革・社会保障制度等の構造改革は進行中と認識しているところでありませう。

都留市・道志村の合併問題もこのたび実施された道志村における住民投票の結果、両市村の合併論議は終結となり当面、都留市は単独で進むことになりました。

私は、合併して進むことも又、単独で進むことも大変厳しい市政運営になると思えます。ただ、単独で進む方がより厳しいと理解しているところでありませう。

国と地方を合わせた借金は平成十六年度末の見込みで、七百四十兆円になるといふことです。このような、厳しい

財政状況の中で十六年度より交付税が、どの位の減額になるか、又地方分権が進み総合的行政主体として、多くの権限が付与されてくるものと思われませうが、厳しい財政状況の中多く権限が付与され、又コスト削減にも努める中でその将来展望を示して頂きたいと思ひませう。

答

国と地方を合わせた借金は、平成十六年度末には、七百四十兆円になるとの推計が出されておひ、このような膨大な借金を抱える中、我が国は、人口も経済規模も次第に縮小する人口減少社会に突入しようとしておひませう。

国においては、二〇一〇年代初頭における国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を目標に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」に沿って、平成十七年度及び十八年度の二年間を「重点強化期間」と位置付け、概ね三兆円を目途とするいわゆる三位一体の改革が進められておひ、この影響を受け、地方公共団体は、大変厳しい財政経営が求められておひませう。

このような中、本市の平成十七年度当初予算は、地方分権時代に対応した簡素で効率

的な行財政経営を推進し、財政の健全化に努めると共に、少子・高齢化や高度情報化、さらには環境問題等の進行などにより、次々に起こる新たな住民ニーズに適切に対応することを念頭に編成いたした。

まず、地方交付税が、平成十六年度よりどの位の減額となるかについてでありませうが、平成十七年度の国の地方財政計画においては、「一般財源総額」は、五十三兆四千三百九十九億円、前年度に比べ四百一億円、〇・一％の増、また、地方交付税については、十六兆八千九百七十九億円、前年度に比べ百十七億円、〇・一％の増となり、どちらも平成十六年度程度の額が確保されましたが、地方交付税の算定等を通じて、個別の地方団体においては、様々な影響が出ているところでありませう。

このような中で、本市におきましては、交付税算定における投資的経費の単位費用や補正係数の見直しによる基準財政需要額の減少、また、市税及び所得課与税などによる基準財政収入額の増加により、普通交付税額の当初予算計上額は二十九億九千九百六十八万円とし、前年度実績額に比

し一億八千三百二十三万円、五・四％の減額を見込んでおひませう。

次に、厳しい財政状況の中でのこれからの本市の将来展望についてでありませう。

本市におきましては、バブル崩壊以後、国の懇慮もあり実施した公共事業や市の単独事業により、危機的状況に陥った財政の健全化を図るため、ここ数年、財政収支の黒字化を最優先に財政経営を進めてまいりました。

その結果、市の借金である市債の残高が、平成十一年度の百六十六億円をピークとして、平成十六年度末には、百三十六億円となり、約三十億円を削減する見込みとなっております。

平成十六年五月、地方分権推進会議から最終報告が出され、これからの国と地方の役割分担の適正化として、全国的な必要最小限の生活水準の確保に向けた「ナショナル・ミニマムの達成」から各自治

体が、地域の特性に応じて、また、住民の選択によって、個性ある行政運営の「多様な形態を、「柔軟」に「選択」できる状態を示す「ローカル・オプティマムの実現へ」という方向が示されました。

今後、地方分権は益々進み、市町村には地域の総合的な行政主体として、多くの権限が付与されてくるものと考えられませうので、本市といたしましても、その権限の付与に対応できる柔軟性に富んだコンパクトで効率的な組織を整え、徹底したコスト削減に努め、簡素で効率的な行政経営を確立することが不可欠でありませう。

さらに、行政が政策決定の過程や根拠などの透明性を高め、説明責任を果たすことにより、市民の信頼と納得が得られ、かつ公平で公正な市民に開かれた行政経営を確立してまいりたいと考えておひませう。

そのことにより、市民もこれまで行政が独占していた公共領域や公共サービスの提供に参加・参画し、真の「協働」、「協治」、「協創」社会が実現していくものと考えておひませう。

また、本市ではこれまで、市民一人ひとりが主役のまちづくり「市民自治つる21」を掲げて、市政の経営に努めてまいりましたが、これからの地域経営の基本となるのは、今を分かち合う、人と人、また、人と自然の共生を可能に

する視点、さらに、世代を超えた持続的な繋がりを可能にする視点、を常に意識しながら、個性的で魅力的な地域社会を創造することにあると考えております。

本市では、現在、「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」を目指すべき地域社会像として掲げ、人・まち・自然にやさしい「グリーン・アクション」

つる（環境と安全のまち行動計画）、「人・まち・自然とふれあい」ケア・アクション」つる（福祉のまち行動計画）、「人・まち・自然がいいきいき

（健康のまち行動計画）、「人・まち・自然が元気」メイク・アクション」つる（産業と基盤整備のまち行動計画）、「人・まち・自然と学ぶ」ライフ・アクション」つる（教育と文化のまち行動計画）の五つの行動計画を定め、市民と行政がそれぞれの責任を果たしつつ、様々な利害関係の調整を図り、複雑で多様な地域課題を解決する、バランスのとれた政策決定を行い、その推進に努めてまいります。

また、市制施行五十周年を迎えた昨年の十一月、田原土地区画整理事業が完成し、都

留文科大前駅を中心とした、賑わいと活力あふれる都市拠点が形成され、新たなまちづくりがスタートしました。

さらに、長年の念願でありました、中央自動車道都留フルインターの建設も本格化しており、これらの社会資本を十分に活用して、地域産業の活性化に繋げていくことも重要であります。

本市は、この規模の都市では、全国唯一と言える市立の都留文科大を擁し、保育園十一、幼稚園二、小学校八、中学校三、高等学校二が所在し、保育園・幼稚園から大学・大学院まで、すべての教育機関が整うと共に、文化ホール、博物館、美術館などの文化施設や、楽山球場、やまびこ競技場などの体育施設などの教育インフラが充実し、多くの学生が集い、学問や文化・芸術が融合した知的風土を醸す、学園のまちとして、「教育首都つる」というブランドの確立に努めてまいりたいと考えております。

さらに、豊かな自然、特色ある歴史や文化など、多くの地域資源を活用し、参加・学習・体験・交流をキーワードとした「戸沢の森・和み（なごみ）の里」、「宝の山ふれあ

いの里」、「都の杜・育み（はぐくみ）の里」、「谷の町・史（ふみ）の里」、「鹿留の原・花暦の里」、「大の原・技研の里」の六つの拠点エリアを設定し、「参加・学習・体験都市つる」の具現化に向け、ソフト・ハード両面にわたる環境整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後、現在策定しております新長期総合計画の中で、持続可能で、人と人の触れあいのある、安心で快適な住み心地のよい、個性豊かな地域社会を創造するため、賢い成長を意味するスマートグロースなどのコンセプトを取り入れた政策体系を確立してまいりたいと考えております。

市道の狭あい道路整備事業について

問 中央道側道の狭い箇所から議会から要望しているところでありますが、交通量も年々多くなっております。

都留市では、市道の整備は無償提供で建設することになっておりますけれど、私は狭あい部分の拡幅については有償で整備することに政策の転換を図っていくべきではないでしょうか。行政は、管理型

運営で、きたのではないでしょう。それを、生活者起点にたつた経営型行政運営でいくべきだと思います。その観点から見れば市民の皆様の一助を把握し必要なことには行動していくことではないでしょうか。

市長説明に、ありますようにフルインター化が実現に向けて踏み出しているところであります。今年度より、路線・用地測量・市道用地の購入等、事業が具体化してまいります。この、フルインターが完成しますとこの側道の交通量もよ

り多くなると思いますので、狭あい部分の拡幅が、フルインター完成と一体的に完成するように提案いたします。

答 市道側道古川渡東桂線につきましては、平成六年

に全線が開通し、東桂から古川渡方面への国道百三十九号のバイパス的な機能を持った重要な幹線道路として、多くの方々にご利用されているところであります。

この道路には、狭あいな部分やクラック箇所等があり、さらに老朽化した横断溝や舗装箇所もありますので、毎年、道路の改良や改修工事を行っ

て来たところであります。本年度は、東桂地区の地権者より拡幅用地の無償提供の協力が得られましたので、整備を行う予定となっております。

これまで本市におきましては、市単独の道路改良時の用地につきましては、無償提供を前提に整備を進めてまいりました。

現在、様々な要因から公共事業に対する予算は減少の一途にあり、無償提供の了解が得られた箇所につきましても十分な予算が付けられない状況にあり、有償での用地取得は、さらに工事を遅延させることにもなりかねず、大変困難な状況にありますので、現段階では従来の制度により地権者のご協力を得る中、市道整備を進めてまいりたいと考えております。

また、永年の懸案でありました都留インターのフルインター化は、平成二十年度の完成を目指し、本格的な取り組みを開始することとなりますが、この事業が完了しますと、益々交通量が増加されること

えております。

なお、建築基準法により幅員四メートル未満の市道に接する建築主が道路中心線から二メートル後退させ、その敷地を市に寄附することに同意した場合、その登記事務や道路舗装を市で行う「狭あい道路整備事業」を、新年度より実施することとしたところであります。

これにより市民の利便性や防災面での向上が一層図れるものと考えているところであります。

防災対策について

問 昨年は、日本列島を次々襲った台風や大地震、二〇〇四年は自然災害の恐ろしさが増え、豪雨や台風など風水害に伴う死者、行方不明者は二百三十九人と一九八三年以降で過去最悪であります。新潟県中越地震でも四十人の犠牲者がでたところであります。

又国内での、大津波が人々を飲み込んだスマトラ沖地震では、死者・行方不明者は約三十万人に達する未曾有の大惨事となったところであります。私は行政の課題を再点検し足元の防災を見つめ直し行

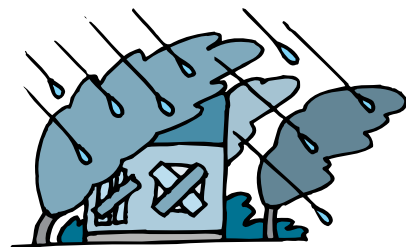
政・地域社会・住民が一体となった、地域ぐるみの共助や広報活動をあらゆる機会を通していくべきだと思えます。

現在、自主防災組織は市内に何箇所できていますか、私は住民の皆様には防災意識を高めていくことが一番大事だとも思います。又今年度のふるさとカレンダーは市民の防災意識を高めていくのにより企画だとも思います。今後市民の生命・財産・身体を守り安全で安心な地域社会の実現のため継続的に広報活動をしていくべきだとも思います。

当局の考えをお聞かせいただけますか。

答 東海地震や東南海・南海地震の発生に対する切迫性が高いと言われる本市において、その備えの一環として、地縁組織を活用した防災組織としての自主防災会の活性化が大きな課題となっております。

災害が発生した初期の段階においては、市民の皆様一人ひとりが、素早く、的確に行動していただくことにより、被害を最小限に留めることが出来るものと考えられます。そのため、「自分の手で自分や家族を守る自助」、「近隣の皆様と協力して地域を守る共



助」、「行政機関や公共企業の応急・復旧対策である公助」の精神を理解していただくため、家庭・職場・地域において、日頃から災害に対する様々な話し合いをしていただくなど、防災意識を高く持ち、また災害時に連携・協力が出来るよう知識や技術を習得することが必要であると考えております。

ご質問の自主防災会の数についてはありますが、現在、市内には、全自治会九十一の自主防災会が組織され、各自主防災会において災害時に対処する様々な活動を毎年行っているところであります。

なお、広報活動は、市民の防災意識を高めるべく、各地域での防災講演や広報誌への防災関係記事の掲載、都留市ホームページの活用、毎年

防災に関する広報を行っております。

さらに本年は、一層の防災意識の高揚を図るため、防災カレンダーの配布や協働のまちづくり推進会の協力をいただく中、自主防災会・サークルなどの参加をいただき、防災リーダー養成事業など各種の事業を実施しているところであり、今後も安全で安心な地域社会の実現のため継続的かつ積極的な広報活動を行ってまいりたいと考えております。

谷村工業高等学校の将来について

問 私は、谷村工業高等学校の定員割れのため再募集を新聞で見たととき郡内地区においては、唯一の工業高校がこのような状態ではないのか。これは谷村工業高等学校にとって危機的な状態だと思えます。

明治二十九年に郡内地区における工業人の育成を目指して創立され、今年で百八周年を迎えております。又今般の教育改革によって北富士工業高校が富士北稜総合学科高校に統合し、郡内地区における唯一の工業高校として産業教

育の中心となり郡内産業を支える工業技術者を育成していくべきです。谷村工業高校も校舎の改築が現実的になってきた、この機会に地域のニーズに合わせるよう長い将来を、見据えた学科改編が必要ではないでしょうか。

私は、学校・郡内産業界・商工会・行政が一体となって地域の産業界への人材育成の面からも県当局に強力に運動を、展開していくべきだと思えます。

市長の考えをお聞かせいただけますか。

答 谷村工業高校は、明治二十九年に、郡内地区の伝統産業である機業を担う後継者の育成を目的として設立されました。

その後、県立工業学校、県立工商学校と名称を変え、昭和二十五年に谷村高等女学校との統合により総合高校となりましたが、桂高校の設置により、昭和四十三年に単科制の工業高校としての新たな歴史がはじまりました。

この間、同校を築立った多くの卒業生は、郡内全域で地域発展の担い手として活躍しており、今日までその流れは脈々と続いております。

これまで、工業高校は、企

業の即戦力としての中堅技術者の育成という役割を担ってききましたが、近年における産業構造、就業構造の変化や情報化、グローバル化の進展に伴う生産拠点の海外移転、規格大量生産型の産業の衰退など、国内生産における製造業の占める割合が低下する中で、技能者や技術者に求められる役割や能力も大きく変化しております。

また、少子化により、生徒数が急速に減少すると共に、進学志向の高まりや価値観の多様化などによって、生徒の学習ニーズも大きく変化しており、工業高校の進学希望者は減少傾向にあります。

このような中、昨年の十二月に実施した県内中学卒業予定者の第二次進路調査の結果が報道され、これによると、谷村工業高校は定員百二十五人に対して、九十四人という定員割れの状態となっており、今後の推移が懸念される状況であります。

郡内地域では、すでに吉田学区の北富士工業高校が、吉田商業と統合され、富士北稜高校となっており、工業高校は、谷村工業高校のみとなっております。

今日、国をあげて「ものづ



くり日本」の復活に向けた取り組みが進められており、本市といたしましても、地域振興の要として、製造業をはじめとする産業の活性化は、重要な施策であり、将来のものづくりなどの産業を担う有能な人材の育成や、確保を目指して、社会経済情勢や生徒の学習ニーズに対応した、工業教育の充実を図ることが重要であります。

谷村工業高校の充実発展には、私の見解では、他の研究機関や高等専門教育機関との連携、協力がキーポイントになるのではないかと考えているところではありますが、今後、産業界などと連携する中、県当局への積極的な働きかけなどを行い、支援に努めてまい

りたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

杉山 肇 議員

新長期総合計画

について

次世代育成支援対策

推進法について

地球温暖化対策

について

新長期総合計画

について

「ご承知のように、時代は地方分権という大きな流れの中で、今までの右肩上がりの成長期から、安定的な時代へと変わり、地方自治のあり方も大きく変わる、あるいは変える必要が出てきました。

そういう意味で、市長説明にもありましたように、現在、進められている「第五次都留市長期総合計画」は、様々な計画の上位に位置づけられており、これからの都留市を決める重要な計画になるものです。

そこで、あえて「第五次都留市長期総合計画」策定にあたっての質問をさせて頂きま

す。

まず、第一点として、現在、策定作業はどの程度進んでいるのか、また、いつ頃策定できるのかをお聞きいたします。

市長説明では、今回の計画は市民と職員による手作りの策定という考えを示しておりますが、私たち議員はその策定作業にはかかわれないのでしょうか。

繰り返しますが、この計画はこれからの都留市を決めるという大切なものだと思います。

「第四次長期総合計画」の検証作業を含め、議員を入れるべきだと思いますが、お考えをお聞きます。

また、計画策定にあたっては、結果の公表だけでなく、その策定経過も広く市民に公開して行う必要があるのではないかと思います。合わせてお考えをお聞きます。

現在、都留市では協働のまちづくりを積極的に進めており、市長説明のなかで、市民参加の必要性を強く訴えております。これからの地方自治には、市民参加は、欠かすことのないものであります。

その結果として、市民参加がさらに進めば、私たち議員の役割も当然変わって行かな

ければなりません。

地域の代表という役割から、この都留市の方向性や様々な政策を考え決定する、それが本来の議会、議員のあり方であり、そのように進んでいくものと思えます。

いずれにしても、これからの地方自治を考えれば、市民参加が大きなキーワードになっていきます。

そういう意味で、それをさらに推進するための、ひとつのツールとして、パブリックコメント制度は、大変、有意義なものだと思います。

都留市としても、平成十五年十月にこの制度を取り入れましたが、その目的にも「市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を促進し、もって協働による市政を推進すること」とあります。

パブリックコメント制度を取り入れてから、一年半近くが経過しておりますが、いままでのこの制度の実績をお聞きいたします。

答

今、わが国は、少子・高齢社会や、グローバル化、ＩＴ革命、環境問題、経済成長の鈍化等により、人類史上の最もいえる変革の時代を迎えており、また、国・地方を合わせて七百四十兆円を越す

膨大な借金を抱える中、人口も経済規模も次第に縮小する人口減少社会に突入しようとしております。

これからの地域経営の基本となるのは、今を分かち合う、人と人、また、人と自然の共生を可能にする視点、さらに、世代を超えた持続的な繋がりを可能にする視点、を常に意識しながら、個性的で魅力的な地域社会を創造することにあると考えております。

本市では、現在、「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」を指すべき地域社会像として掲げ、地方分権時代の確に対応した、都留市第三次行財政改革大綱並びに、実施計画を定め、効率的で効果的な行財政経営に努めると共に、市民と行政がそれぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップによる市民協働型まちづくりの確立に努めております。

この目指すべき地域社会像を具現化するための基本方針となるのが新長期総合計画であり、議員ご指摘の通り、これからの都留市の将来を決める重要な計画といえます。

まず、長期総合計画の策定作業の状況についてでありませんが、昨年十月、新長期総合

計画策定基本方針を定め、二月には庁内に都留市長期総合計画策定本部を設置し、本年一月、十六歳以上の市民二千人を対象としたアンケート調査を実施したところ、対象者の六七%となる千三百人を超える方々から回答が寄せられました。

現在、第四次長期総合計画の実績を検証するため、この意識調査の集計結果に基づく分析作業を、職員の手により進めているところであります。

新年度には、市民の参加・参画を頂くための「市民まちづくり会議」を発足させ、市民と職員の手づくりにより、計画の素案づくりを進め、その素案をもとに、パブリックコメント制度等を活用し、さらに、多くの市民からの意見や提案を求め、八月には「都留市長期総合計画審議会」を設置し、審議会の論議を経て、年内をめどに新計画を策定し、本年十二月市議会に付議する予定であります。

次に、議員の策定作業への参画についてであります。

長期総合計画は、地方自治法第二条に、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行

政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならぬ」と定められており、基本構想の策定には、議会の議決が不可欠でありますので、その趣旨を十分尊重し、議会の主導的役割を前提として、市民と職員の手づくりによる新計画案の策定を進めてまいりたいと考えております。

なお、地方自治法百三十八条の四第三項に基づき、長期総合計画に関する重要な事項について調査、審議し、意見の答申を行うため、「都留市長期総合計画審議会」の設置が条例で定められており、議会からも委員として参画いただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、計画策定にあたっての情報の公開についてですが、新長期総合計画は、厳しい社会情勢の中、限られた財源で、効率的で効果的な地域経営を行なうため、市民、地域、行政がお互いに自己改革を図り、パートナーシップを確立して、自立した地域づくりを進めるための指針となるものでもあります。

そのためには、議員ご指摘の通り、結果の公表だけでなく、策定の経過につきまして

も、広く市民に情報を提供し、説明責任を果たしていくことが不可欠でありますので、市民意識調査の結果や、第四次長期総合計画の評価など、随時できるかぎり速やかに、市広報や市のホームページなどを通じて、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

最後に、パブリックコメント制度のこれまでの実績についてであります。この制度につきましましては、平成十五年十月に要綱を定め、運用を開始したところであります。

これまでに、平成十五年十一月「都留市ユニバーサルデザイン指針(案)」、同十六年一月「都留市火葬場整備計画(案)」、同十六年四月「都留市都市計画マスタープラン(案)」、平成十六年十一月「都留市家中川小水力市民発電所(案)」、平成十六年十一月「平成十七年度市政運営方針・重点施策(案)」の五件について、意見の募集を行なったところ「都留市火葬場整備計画(案)」、「平成十七年度市政運営方針・重点施策(案)」の二件について、それぞれ一名の計二名から貴重なご意見が寄せられたところがあります。

しかしながら、この制度の十分な活用が図られていると

はいいがたく、今後は、あらゆる機会を通じ、市の施策等の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を促進する、本制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次世代育成支援対策推進法について

希望と不安の錯綜する二十一世紀を迎えて四年が

経ちました。そのような中、子供たちを取り巻く環境も劇的に変化しております。

いわゆる「一・五七」ショック以来、予想を超えるスピードで進む少子化の流れは、いまや社会的な問題になっており、日本の将来推計人口によると、今後、さらに少子化が進み、平成十八年をピークに日本の総人口は減少していくことになり、子供の数も今後五十年で今の半分になると予想されております。

国においても、その流れを変えようと平成六年の「エンゼルプラン」、また、平成十一年に、「新エンゼルプラン」を策定し、さらに平成十五年七月にはこれまでの「子育てと仕事の両立支援」に加え、新

たに「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上・自立の促進」の四つの柱に沿った、次世代を担う子どもたちを育成する家庭に対し社会全体で支援する「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、地域における子育て支援をより強化した、児童福祉法の改正も行われ、さらに、同国会で、「少子化社会対策基本法」も成立し、同法律には、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項が定められています。

そこで何点が質問させて頂きます。市長説明にもありましたが、現在、都留市としても「次世代育成支援行動計画」を策定しているとのことですが、また、同法では、市町村の責務として本年度中の行動計画の策定を義務付けております。また、同法十九条による特定事業主行動計画も策定しなければならぬことになっておりますが、合わせて現在の状

況をお聞きいたします。

都留市では、平成十五年三月に五カ年計画として「都留市子育て支援計画」を策定しましたが、今後その計画はどのようなのか、「次世代育成支援行動計画」に引き継ぐのであれば、これまでの検証も必要になってくると思えますが、現在の「子育て支援計画」の状況と合わせてお聞きいたします。

いま、子どもたちの係わる事件が頻発しています。傷つけられる子ども、傷つける子ども、それらの報道に接するたびに目を覆いたくなります。急速に進む少子化や核家族化など、社会的な変化による「子育て」の難しさに、現在の子育て世代は直面しています。国においても、「青少年施策大綱」を策定し、青少年の健全育成に努めているところで

す。

青少年健全育成のための今日的課題は、家庭や地域の教育力の再生・活性化と奉仕活動・体験活動の充実であり、学校・家庭・地域の連携、協力であると思えます。

これらの活動を推進するための拠点づくりと青少年自身が活動を展開するために必要な、子どもたちの組織作りをどのように考えているのかお聞きいたします。

子どもたちが群れて遊ぶこと、体験することから、成長することの意義は大きいものがあると感じております。そういう意味で、子どもたちの「こころ」の教育についてどのような取り組みをされているのかお聞きいたします。

また、第四次長期計画や子育て支援計画にも明記されており、去年、請願も出され議会では採択しております児童館についてのお考えをあらためてお聞きいたします。

私が議員になり、二年近くが経とうとしています。その間、多くの議員が学童保育について質問されています。つまりそれだけ市民の声が多いということだと思えます。

今の社会情勢を考えれば、時間延長や幅広い学年の受け

入れなどさらに学童保育を充実させる必要があると思えます。

しかしながら、現在都留市では、民立民営を基本としており、これ以上の内容の充実には学童保育に携わっている人たちだけでは限界があります。

市民との協働という理念を考えれば、民立民営やある程度の受益者負担もやむを得ないと思えますが、さらなる行政のバックアップはどうしても必要です。

都留市としての積極的な対応をお願い致します。

平成二年に「一・五七シヨック」という言葉が生まれて以来、国におきましては、「エンゼルプラン」や「少子化対策推進基本方針」さらには、「新エンゼルプラン」等

に、「新エンゼルプラン」等を策定し十年以上にわたり、子どもを産みたい人が、産み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いた、様々な少子化対策が進められてまいりました。

しかし、平成十四年一月に発表されました「日本の将来推計人口」において、今後もお一層少子化が進行していく見通しが示されたことにより、平成十五年七月、これまでの保育所の整備を中心とし

た「仕事と子育ての両立支援」対策に加え、新たに、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」などを追加した「次世代育成支援対策推進法」が制定されたところであります。

この法律は、国・地方公共団体・企業が一体となって、平成十七年度から二十六年年度の十年間に、次世代育成支援対策を、集中的かつ計画的に推進することとしており、これを具体化するため、都道府県や市町村とともに、従業員三百人以上を超える一般事業主や特定事業主に対し、次世代育成支援の実施に関する計画である「行動計画」を、平成十七年三月までに策定するよう義務付けた内容となっております。

このような中、本市におきましては平成十五年三月、安心して子どもを産み育てることができると子育て支援社会の形成を基本理念とした、「都留市子育て支援計画」(エンゼルプラン)を県内でいち早く策定し、子育て相談センターの設置や学童保育の拡充、延長保育、一時保育等の特別保育事業の推進など、様々な施策を展開してきたところであります。



「こ質問の本市における「次世代育成支援行動計画」及び「特定事業主行動計画」の策定状況についてであります。現在、「次世代育成支援行動計画」につきましては、前回の支援計画においてアンケート調査対象とならなかった小学校四年・五年・六年生の児童保護者千七百七世帯からの、子育て支援に対するご意見を取りまとめ、それらを踏まえ策定作業を進めているところであります。

また、特定事業主行動計画につきましましては、都留市役所も特定事業主として計画の策定を義務付けられていることから、昨年十一月、庁内に「次世代育成支援対策事業主行動計画策定班」を設置し、職員の仕事と家庭の両立などに関する行動計画の策定と合せ、作業を進めているところであります。

次に、平成十五年三月に策定しました、支援計画との関連についてであります。支援計画策定後、毎年計画に沿って実施しております様々な事業の進捗状況について、市民の皆様にご広報でお知らせしているところであります。

今回の行動計画は、基本的には支援計画の理念を引きつ

ぎながら、さらに、一步を踏み込み、目標値を定め、施策の具体化が計画的に図れるような「行動計画」としてまいりたいと考えております。

次に、子どもたちの組織づくりと心の教育についてであります。

子どもたちの健やかな育成のためには、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力の充実に努め、それらを踏まえ策定作業を進めているところであります。

本市におきましては、平成十年から、「宝の山いきものふれあいの里」を活動拠点とした自然体験教室「のびのび自然塾」を開催してまいりましたが、平成十二年二月に策定いたしました「都留市青少年プラン」に沿って、さらなる充実を図るため、平成十三年度には「のびのび興譲館」を開館し、自然体験だけでなく、図書館や情報未来館、ミュージアム都留などを活用する中、子どもたちに家庭生活や学校生活では得られない実体験活

動の場を提供し、ジュニアリーダーとしての自覚と資質を備えた人材の育成を目的に年間を通じた活動を行っており、十六年度は市内小中学校から百六十三名の子どもたちが参加してまいります。

また、東桂地域協働のまちづくり推進会と連携した「子どもの居場所づくり」事業には、七十名の異年齢の児童・生徒が活動に参加し放課後や休日などに、都留文科大学生や大人たちとの世代を超えた活発な交流が行われております。

さらに、青少年育成推進委員と各育成会を対象に「青少年指導者研修会」を毎年四月に開催し、多くの子どもたちが参加できる体験活動の研究などを実施しております。

今後とも、青少年育成都留市民会議を中心に、育成会連合会や青少年育成推進委員、協働のまちづくり推進会などと連携を図り、青少年の健全育成に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、心の教育の取り組みといたしましては、市内小中学校において道徳の時間や総合学習の時間を活用し「心に元気をはぐくむ道徳教育推進事業」など、豊かな心を育む

教育を実施しているところであります。

今後は、学校・家庭・地域の大人達が一体となって、自らの実践により、その範を示し子どもたちの健やかな成長を、促してまいりたいと考えております。

次に児童館についてであります。

子どもの社会性、自主性を育むと共に、明日を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもたちの健全育成のための拠点施設である児童館建設につきましましては、議員ご指摘のように第四次長期総合計画、さらに、子育て支援計画のなかに明記されているところであります。

しかし、現在の財政状況を考えますと新規建設は大変困難な状況にあることから、地域の集会所やコミュニティセンターなどの既存施設を利用して開設が可能か、今後とも、調査検討を続けてまいりたいと考えております。

最後に学童保育についてであります。

学童保育の充実につきましては、財政状況が一段と厳しさを増す中、今年度、子育て支援の重要性に配慮すると共に、指導員体制の充実や保護

者負担金の軽減等への対応として、一クラブあたり三十万円を運営補助として増額し、百五十万円を助成したところであります。

さらに、新年度におきましては各クラブにおける主任指導員の健康診断や研修事業に対する助成につきまして、新たに実施してまいりたいと考えております。

次に、保護者負担金の軽減についてであります。国が学童保育事業に対する補助金を廃止し、交付金制度へ移行する準備を進めていることに呼応し、これまで保護者負担金を無料として事業を実施してきた県内のいくつかの市町村におきましても、有料化への転換が予定されており、負担金の額は、次第にある一定のレベルへ収斂されていくものと考えられますので、それらの動向も視野に入れながら助成金の検討を続けてまいりたいと考えております。

また、三吉・開地・盛里地区の未設置地域については、開設へ向け積極的な支援を行い、全学区での設置を目指し、努力してまいりたいと考えております。

地球温暖化対策

について

問 去る二月十六日、京都議定書が一九九七年の京都会議から七年余りを経て、ようやく発効されました。

日本は、二〇一二年までに温室効果ガスの排出量を一九九〇年に比べて六%削減という厳しい目標を課せられたこととなります。そのため国では、五月ごろには「京都議定書目標達成計画」を策定し、クリーン開発メカニズム(CDM)や共同実施(JI)また、排出量取引(ET)などを活用するだけにとどまらず、企業や国民にも省エネルギーを一層求めるなど、さらに一段の対策をとることが予想されます。

都留市としても平成十三年三月に「都留市地球温暖化対策実行計画」を策定し、二〇〇五年までの五年間を計画実行期間とし、五つの取組目標を定めております。

新年度には、五年目を迎えるわけですが、現在のそれぞれの達成率はどうなっているのかお聞きいたします。

国としては、省エネルギー対策として新エネルギーの導入を積極的に進めようとして

おります。なかでも、太陽光発電は切り札になると期待しており、経済産業省では、太陽光発電を五年後に十倍にしようという計画しております。

都留市としての対応と今後の取組みについてのお考えをお聞きいたします。

答

二十一世紀の人類に突きつけられた、大きな課題であります地球温暖化問題に關する京都議定書は、世界百三十以上の国々が地球温暖化対策を協力して進めていくための、国際的な枠組みを定めたものであり、平成九年十二月に京都で開催された気候変動枠組み条約第三回締約国会議で採択され、本年二月十六日、残念ながら温室効果ガス最大の排出国であるアメリカの参加はありませんでした。が、国際法として正式に発効されたところであり、

都留市は平成十一年四月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成十三年三月「都留市地球温暖化対策実行計画」を策定し、これまで温室効果ガスの削減に積極的に取り組んできたところであります。

その主な内容は、事務事業の実施に当たつての電気・燃料・水道・用紙等の使用量の

削減、公用車の適正利用、ごみ排出量の削減、分別収集によるリサイクルの推進、また、環境への負荷の少ない軽自動車、ハイブリット車等低排出ガスの導入等であり、

さらに、製品やサービスの調達に当たつては、グリーン調達を実施し、平成十五年度グリーン対象物品の購入実績は八五・五四%となっております。

ご質問の排出量につきましては、目標年度であります平成十七年度の、CO2換算の温室効果ガスの排出量約五千二百トンに対し、平成十五年度時点で五千七百七十九トンとなり目標を達成したところであります。

今後は、京都議定書の発効に伴い、より厳しい温室効果ガスの削減が求められる事となりますが、「都留市地球温暖化対策実行計画」を見直す中で、地球温暖化防止のため、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電の導入につきましても、都留市は平成十一年度から、他市に先んじて補助制度を設け積極的に取り組んできたところであります。

太陽光発電設置補助件数は、年々増加する傾向にあり、本年二月末現在、制度開始以来の累計は七十九件となっております。市民の環境保全に対する意識の高まりを、実感しているところであります。

今後も、地球環境にやさしいエネルギーである太陽光発電の導入につきましても、積極的に啓発、啓蒙に取り組むと共に、奨励的な要素の強い、この補助制度につきましては、新エネルギー財団の補助制度の動向を見守る中、検討を加えてまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

小林 義孝議員

広域行政と

東部広域連合について

資格証明書と

短期保険証について

オムツ支給の

所得制限について

広域行政と東部広域連合について

問 都留市と道志村の合併が白紙に戻ったことで、東部の合併論議は終結しました。今後はそれぞれ自立した自治

体同士としての連帯、共同が大切になってくると思えます。この問題を考える上で、特別地方公共団体としての東部広域連合は、恰好の検討の場です。もちろん、広域連合が、構成する自治体の上に君臨するといったあたりは同意しがたいものですが、共同して地域おこしにあたるという考え方は必要ではないでしょうか。

県内で広域連合は東部しかありません。もともとは介護保険の認定審査だけだった事務事業は、養護老人ホームの運営に広げられました。せっかく立ち上げた広域連合です。地域住民のためにもっと活用することが必要ではないでしょうか。そのためには、広域連合が策定している「東部広域市町村圏計画」に魂を入れることが必要ではないかと思えます。とりわけ「活力ある産業と就業機会の実現」は切実です。

こうしたおり、新年度からは小林市長が連合長に就任する予定になっております。この問題で指導性を発揮することが求められていると思えます。が、いかがでしょうか。養護老人ホームの建て替え問題も浮上しており大変な時期ですが、所信を問うものです。

答 東部広域連合は、都留市、大月市、秋山村、道志村、上野原町、小菅村、丹波山村の二市一町四村が構成団体となり、地方分権の受け皿として多様化する広域的な諸課題に対応すると共に、より効果的で格差のない住民サービスを提供することを目的に、平成十一年九月一日、特別地方公共団体として、山梨県内で初めて設置されました。

「ご承知のとおり、この広域連合は、上野原市の誕生により現在は三市三村となっております、広域市町村圏計画の策定及び具体的事業の推進、広域行政推進の調査研究、要介護認定の審査及び養護老人ホーム（大鶴楽生園）の運営などを主な業務として、広域行政を推進してまいりました。

そのような折、単独での存続を余儀なくされた本市は、極めて厳しい財政状況の中で、第三次都留市行財政改革大綱を基本に、さらに踏み込んだ改革を推進すると共に、住民との協働による新しい自治の仕組みを体系化し、市民と行政が一体となった個性豊かなまちづくりを実行していかなければなりません。

一方、広域行政の推進につきましましては、東部広域連合を

核とし地域の連携を密接に保ち、時代の変化に対応した新たな広域事業を醸成していくことこそが、今求められていく姿であると認識しているところであります。

特に、行財政改革が叫ばれている昨今、一自治体では財源的に実施困難な広域的行政課題について、広域化・一元化を図り効率化を推進できる組織として、広域連合の役割を高めていくことが重要であると考えております。

平成十三年七月には、広域的課題の具現化に向け「快適な生活基盤づくり」、「安心して生活できる環境づくり」、「豊かな文化・教育を育む環境づくり」、「活力ある産業と就業機会の実現」、「賑わいと交流のある環境づくり」の五つの主要施策を掲げた「東部広域市町村圏計画」を策定したところであります。

「質問の「活力ある産業と就業機会の実現」につきましては、次代を担う若年層や未就労者の雇用機会を確保する意味からも、重要な施策であると認識しておりますが、各市町村各々に根付いた地域資源を取り込んだ広域的産業振興の難しさも課題の一つとな

今後さらに広域的連携を深めていかなければ成し得ない事業であることから、この機会を捉え検証を加えていく必要があると考えております。

また、養護老人ホーム「大鶴楽生園」につきましては、老朽化に伴う建替えを迫られておりますが、設置場所・経営主体・経営方法等について慎重に審議し、広域連合として最善の着地点を見いだせばと考えております。

資格証明書と短期保険証について

問 過日、民間の社会保障に

関係する団体から県内自治体の国民健康保険についての調査結果を示されました。そこには市町村別の滞納世帯数、資格証明書と短期保険証の発行数が記されていました。ともに国保税を滞納している世帯あてに発行されるものです。特に資格証明書は国保加入世帯であることを証明するというもので、病院にかかるとその場で医療費を全額払わなくてはなりません。しかし、国保税が払えない世帯が医療費の全額を払えるでしょうか。実質的には病院に行くなというに等しい措置といわなければなりません。

示された一覽表で見ると、都留市は資格証明証書の発行が昨年六月時点で百六十三件と旧七市でダントツのトップです。甲府市の九十六件、

甲府市の八十一件と比べても異常な多さです。山梨市、塩山市、富士吉田市、南アルプス市ではゼロです。昨年の六月の資料ですから南アルプス市の他の新しい市は誕生していませんが、町村で資格証明書を発行しているところは本当にわずかです。郡内でいえば発行しているのは富士河口湖町と忍野村だけです。小さな自治体では一軒一軒の事情がわかり、国保税を納められない事情もわかるからだと思います。

この数年、国保の滞納世帯が約一五%、千世帯前後で推移しているのを見れば市民生活の困難はよくわかるはずで、国・県の指導のままに滞納世帯から保険証を取り上げるのではなく、せめて短期保険証を交付したらどうでしょう。これまでこの問題は取り上げてきましたが、国が新たな国民負担を計画しているもとの、市の考え方を問うものです。

答 市民の命と健康を守る国民健康保険制度は、国民

皆保険体制の中核として、市民の医療の確保と健康の保持増進を図る上で重要な役割を果たしてまいりました。

しかし、急速な高齢化の進展、医療技術の高度化などにより、医療費は増加の一途をたどる一方で、保険税収入が伸び悩むなど、本市におきましても、ここ数年厳しい運営が続いており、平成十六年度の決算見込みにおいても、単年度収支の赤字が見込まれ、平成十三年度から四年連続して基金の取り崩しを行わなければならない状況となっております。

また国では、三位一体改革に伴い国民健康保険においても、国庫負担と保険税負担を均等にすると基本的考え方、権限の強化を図るため、平成十七年度より、新たに都道府県財政調整交付金を導入し、都道府県が財政調整を行うこととしたところであり

ます。国民健康保険は、市町村の義務的事業として、また、国・都道府県の責任を明確にした総合扶助の制度であり、給付を受けるためには一定のルールを定め、公平性を堅持することが基本となっております

ます。

ご質問の資格証明書は、保険者が国民健康保険法の規定に基づき、保険税を滞納している世帯主に対し被保険者証の返還を求め、それに代わるものとして交付されるもので、被保険者資格を有することを証明する書類であります。

この措置は昭和六十二年一月に、老人医療費の公平な負担の理念を踏まえ、国民健康保険の被保険者間の負担の公平化を図ると共に、悪質な保険滞納者対策の一環として設けられたものであり、その後、介護保険制度の導入を機に、滞納者に対する実効的な対策を講じる観点から、義務化されているものであります。

本市におきましては、平成十三年四月一日から施行された「都留市国民健康保険滞納者対策実施要領」により、収納期間八期のうち、過年度、現年度を含め四期以上の滞納世帯には、短期保険証を交付し、分納指導を行うと共に、過年度、現年度を含め、一年以上納入事実が無く、かつ、弁明の機会による弁明書の提出も無い世帯につきましては、資格証明書を交付しているところであり、

市では、納税相談や特別事

情等の届け出の続きをしていただくことにより、短期保険証を交付しておりますので、その時点で手続き等をしていただくことにより資格証明書の交付にまでは至らない訳ですが、手続き等に応じて頂けないためやむなく資格証明書の交付を行っている状況であります。

今後はそれらの手続きにご理解いただき、また応じて頂けるよう一層の相談業務の充実を図ってまいりたいと考えております。

オムツ支給の所得制限について

問 市の広報の「おしらせ」欄にオムツ支給事業についての記事が載りました。それによると支給対象者は「在宅で要介護四または五」で「前年度市県民税非課税世帯の家族」とあります。

これまでと違い、非課税世帯と限定したことで対象世帯は相当減るのではないのでしょうか。私の知る限りでは、この条件は甲府市、山梨市、笛吹市と並んで県内十一市の中でもっとも厳しいものです。そのほかの市の対応はもっとゆるく、所得制限なしとか介

護度三以上などとなっていてます。とりわけ隣の大月市では独自基準で支給し、所得制限がないだけでなく介護度一程度でも支給している例があるといえます。

国の補助金がなくなったことに連動させたのかもかもしれませんが、介護保険実施前から高齢者福祉について独自に検討してきた都留市にはあまりにも機械的ではないでしょうか。

当局の見解と対象世帯数がどうなるかを問うものです。また、いま国会で検討している所得税減税が半分になればどうなるか、全廃になればどうなるか、来年、再来年の見通しを問うものです。

答 二十一世紀の初頭における我が国の高齢者人口は一八%を超え、第一次ベビーブーム世代が高齢期を迎える平成二十七年には二六%、平成四十二年には二九・六%、平成六十二年には三五・七%に達し、国民の三人に一人が六十五歳以上の高齢者という本格的な超高齢社会の到来が予測されております。

本市におきましても、高齢化や少子化、核家族化等が急激に進行し、社会情勢が大きく変化すると共に、地域住民

の福祉ニーズも多様化・高度化し、その量は増大しつつづけています。

そのような中、介護・医療・年金等の社会保障について総合的・計画的な施策体系をつくりあげ、地域の高齢者が生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる環境を構築することが、大きな課題となっております。

ご質問の、紙おむつ支給についてですが、

この事業は、在宅において寝たきりの高齢者を介護している家族に対しまして、「紙おむつ」等を支給することにより、その家族の経済的な負担の軽減や高齢者福祉の増進を目的として、平成五年に県単事業である「みんなで支える地域福祉推進事業」を活用し、所得制限に関係なく要介護度四及び五の高齢者を対象に、八年間にわたり、年平均、約百世帯を対象に「紙おむつ」等を支給してまいりました。

その後、介護保険制度が開

始された翌年の平成十三年、国において、紙おむつ支給や給食サービス事業等の在宅福祉サービス事業を取り入れた「在宅福祉推進事業実施要綱」が制定されたことに伴い、県単事業は廃止され国の補助事

業へと移行されました。

このような中、各種介護保険施設等の受入施設が整備されると共に、施設への入所が増加し在宅の寝たきり高齢者が減少したことなどにより、紙おむつの支給対象者も年々減少してきておりました。

また、昨年の八月、介護保険制度を将来に渡り持続可能な制度とするための見直し論議が進む中、高齢者が要介護状態に陥ったり、それ以上状態が悪化しないよう、介護予防施策や自立した生活を送ることに必要な支援を行うため、高齢者向けの筋力向上トレーニング等を取り入れた「介護予防・地域支えあい事業実施要綱」が策定され、予防対策に重点を置いた施策への転換が図られたところであり、



このような中、本市におきましても、予想を大幅に上回る介護認定者数の伸びに伴い、介護サービス利用量も飛躍的に増大し、介護保険財政への影響も大きいこと、また、要支援や要介護度一・二など、比較的介護度の軽い高齢者の予防事業に重点を置いた施策の必要性など、様々な要因を考慮した結果、今年度、紙おむつの支給事業につきましては、国の支給対象基準に合せ、要介護度四または、五に相当する在宅の高齢者であって、市民税非課税世帯に属する者を介護している家族を対象とすることに、改めさせていただいたところでありませう。

最後のご質問であります対象世帯数と、所得税減税による影響についてであります。支給対象者を改正したことによる、新年度からの対象予定世帯は、現在の六十四世帯から、十九世帯になると見込まれます。

また、現在、国会で審議されております所得税法の一部改正法案が成立したといたしましても、高齢者紙おむつ支給対象世帯への影響はないものと考えております。



平成十七年度各会計予算

原案どおり可決

三月四日の本会議において平成十七年度一般会計予算ほか各会計十五件が、同日の本会議において設置されました予算特別委員会に付託され、三月十六日から十八日の三日間にわたり審査が行われました。予算特別委員会での結果

都留市議会議員定数が

十八名に改められました

平成十六年十二月定例会で設置されました議員定数等調査特別委員会で、議員定数等について討論が重ねられ、平成十七年三月定例会において、議員提出議案として「都留市議会議員定数条例中改正の件」が提出され、審議の結果、三月二十五日の本会議において可決されました。

請願の審査結果

平成十六年請願第六号（不採択）
利用料負担の大幅増など

介護保健の改善に反対し、改善を求める請願
請願者 山梨県都留市田原二一五二八

都留の福祉と医療をよくする会
小石沢 光 男

平成十六年請願第七号（不採択）

生活保護・国民健康保険・児童扶養手当・義務教育費の国庫補助削減の中止を求める請願

請願者 山梨県都留市上谷六・七二四

新日本婦人の会都留支部
依田 滋 子

平成十七年請願第一号（採択）

発達障害児（者）に対する支援促進を

求める意見書の提出を求める請願

請願者 山梨県都留市平栗一〇二一・六四
中原 正 彦

平成十七年請願第二号（継続審査）

児童保育費の父母負担軽減を求める請願
請願者 山梨県都留市上谷六・七二四

新日本婦人の会都留支部
依田 滋 子

議会運営

委員会研修

都留市議会では、二月九日から十日にかけて、静岡県掛川市において議会運営委員会研修を行いました。

掛川市役所では、議会運営についての研修が行われ、この研修の成果を、今後の議会活動で積極的に生かしていきたいと考えております。



議員提出意見書第一号

発達障害児(者)に対する

支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群など発達障害への対応が緊急の課題になっていきます。発達障害は、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の六%に上がる可能性があるとされています。

平成十六年十二月に発達障害者支援法が制定され、本年四月から施行されます。この法律には、国および地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されています。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市町村の役割が極めて重要であり、支援ネットワークづくりが求められます。

そのために、下記の項目を早急に実施するよう強く要望します。

記

一、各市町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講ずること。

一、発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度(五歳児検診)や就学時健診制度を確立すること。

一、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。

一、発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。

一、専門医の養成ならびに人材の確保を図ること。

一、発達障害児(者)への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月二十五日

都留市議会議長

近藤 明忠

提出先

文部科学大臣 厚生労働大臣

都留市議会 会派

平成十七年三月二十二日付け、会派『山翠会』が結成されました。
四月一日現在の会派構成議員は次のとおりです。

ビジョン21

代表 熊坂栄太郎 議員

国田 正己 議員

武藤 朝雄 議員

新都会

代表 内藤 季行 議員

杉本 光男 議員

杉山 肇 議員

水岸富美男 議員

都フォーラム

代表 郷田 至 議員

谷内 秀春 議員

小林 歳男 議員

小倉 康生 議員

小俣 義之 議員

奥秋くに子 議員

藤江 厚夫 議員

堀口 良昭 議員

山翠会

代表 上杉 実 議員

米山 博光 議員

小俣 武 議員

日本共産党

小林 義孝 議員

公明党

谷垣 喜一 議員

無会派

近藤 明忠 議員

梶原 清 議員

人事案件

収入役に

酒井利光氏

三月二十五日の本会議で、収入役の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で酒井氏が同意されました。

鹿留山恩賜県有
財産保護組合議
会議員の選挙

三月二十五日の本会議において、次の六名の方が指名推選により当選されました。

都留市田原一丁目

二番三〇号

酒井利光

昭和二十二年三月十日生

人権擁護委員に

小林一有氏

三月二十五日の本会議で、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求める議案が上程され、満場一致で小林氏が同意されました。

都留市つる一丁目

四番二号

小林一有

昭和十九年三月十一日生



議会日誌

一月

4日火

仕事始の式

9日日

第51回都留市成人式

10日日

都留市消防団出初式

21日金

第1回議員定数等調査特別委員会

29日土

皇太子殿下行啓来市

二月

1日火

第2回議員定数等調査特別委員会

3日木

全国市議会議長会
第78回評議員会

9日水

10日木

議会運営委員会研修
(静岡県掛川市)

15日火

全国高速自動車道市議会
協議会第31回定期総会
(東京都千代田区)

18日金

山梨県市議会議長会
議員合同研修会
(富士吉田市)

21日金

社会常任委員会

24日木

学校視察
福島県二本松市行政
視察来市

25日金

第3回議員定数等
調査特別委員会

1日火

議会運営委員会

4日金

3月定例会

10日木

3月定例会

17日木

3月定例会

18日金

3月定例会

24日木

3月定例会

25日金

3月定例会

16日水

予算特別委員会

17日木

予算特別委員会

18日金

予算特別委員会

24日木

都留文科大卒業式

25日金

3月定例会

15日火

経済建設常任委員会

16日水

予算特別委員会

17日木

予算特別委員会

18日金

予算特別委員会

24日木

都留文科大卒業式

25日金

3月定例会

15日火

3月定例会

16日水

予算特別委員会

17日木

予算特別委員会

18日金

予算特別委員会

24日木

3月定例会

請願や陳情は、
早めに準備



請願書や陳情書を提出する際は次のことにご注意ください。

請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は不要です。

請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署名も同じ)

内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しく下さい。

提出日は、特に定めてありませんので、いつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月)招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は、次の議会で審議されることとなりますので、ご注意ください。